

(イ) 14日 千葉県g h市からf p市(妹宅) 自家用車

(ウ) 4月1日 f p市からg i区(都管住宅) 自家用車

そこで、これらに現実に要した額であるが、(ア)ないし(ウ)いずれについても、前記第2の2(1)イと同様に、ガソリン代だけで算出することとする。そして、乙ニ1の4によると、g jからf p駅東口の距離が240.3km程度であって、控えめに見積もっても(ア)と(イ)を加えた距離は同程度以上であると推認でき、乙ニ2の1によると東名高速道路の東京からg kの距離が13.3kmであって、控えめに見積もっても(ウ)の距離は同程度以上と推認できるから、乙ニ共182によって1km当たりのガソリン代を15円として算出すると、次のとおり3804円となる。

$$15 \times (240.3 + 13.3) = 3804$$

(3) 一時帰宅費用について

前記第1の3(2)イ(イ)記載のとおり、原告3は、避難及び避難生活中の一時帰宅に伴い、4月1日から12月末日までの9か月、月に一、二回、すなわち、少なくとも月1回の合計9回、高速バスで東京都g i区とb l市を移動しているところ、これらは、本件事故に基づく東京への避難がなければなされなかったものであるから、本件事故によるものと認められる。

そこで、1回に要する費用であるが、原告3において具体的な主張、立証をしないので控えめに認定せざるを得ず、乙ニ7の2によると平成29年8月時点のb l市とg l駅間の高速バス料金は片道3350円であって、当時のb l市とg i区間の料金も同程度であると推認でき、次のとおり6万0300円となる。

$$3350 \times 2 \times 9 = 60300$$

3 休業損害の主張について

前記第1の1(4)記載のとおり原告3が本件事故前、1年間更新の数学講師の契約を3年間b l市内の複数の中学校で締結してきたことが認められるが、本件事故時点で次年度以降の更新は未定であり、b l市内の本件事故後の中学校における講師募集や更新の状況を認めるに足りる証拠はなく、当時に契約を締結していた中学校は本件津波で甚大な被害を受け、転校や入学辞退となるケースが少なからずあったこと、原告3の自宅は本件津波で流され、b l市内とはいえ避難が余儀なくされていたことからすれば、本件事故がなかった場合に、原告3が本件事故時に勤務していた中学校やb l市内のその他の中学校での更新契約を締結していた蓋然性があるとまでは認められない。そうすると原告3の休業損害の主張は認められない。

4 原告3の慰謝料について

前記第1認定事実によれば、原告3は、本件事故と相当因果関係のある関東地方への避難開始及び12月までの同地方での避難継続により、相当の精神的苦痛を被ったものと認められる。

他方で、上記のとおりb l市の自宅からの避難と本件事故との相当因果関係は認められず、本件事故がなければb l市で避難を継続していたものと推認できるものであるが、上記期間においてどのような住宅で避難を継続したかまでは具体的に認定できないことも斟酌しなければならない。

以上の点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮し、また前記のとおり生活費増加分の負担を余儀なくされたことを慰謝料の増額事由として斟酌すると、本件事故による原告3に係る精神的苦痛に対する慰謝料額は、下記のとおりと考えることが相当である。

原告3：70万円

5 小計

原告3：76万4104円(70万円+3804円+6万0300円)

第3 既払額、弁護士費用及び結論

1 既払額

12万円

2 弁護士費用を除く損害

64万4104円

3 弁護士費用

7万円

4 結論

71万4104円

四 世帯番号4、5の原告ら(原告4-1~3及び原告5)について

第1 認定事実

証拠(甲ニ4の1~5、原告4-1)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。特に用いた証拠については、後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ4の1、原告4-1及び弁論の全趣旨から認定した。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告4-1(本件事故時41歳)は、b l市で出生し、高校卒業後、東京の短期大学通学のため引っ越したものの、卒業後b l市に戻った。同人は、平成11年、原告5(本件事故時42歳)と結婚し、平成14年に長女である原告4-2(本件事故時8歳)を、平成15年に長男である原告4-3(本件事故時7歳)をもうけた。

(2) 原告4-1及び原告5は、平成15年に原告4-1の両親が住む場所からすぐ近くのb l市にマイホームを購入し、以後同所に世帯番号4、5の原告らで居住していた。同所は、敷地が120坪と広く、建物も1階の1部屋が30畳あるなど広がった。同原告らは、原告4-1の両親が近くに住んでいたため、同人らが育て、収穫した農産物等を食べて生活していた。また、原告4-1は、仕事の際に、子たちを両親に預けるなどしていた。

(3) 原告4-1は、本件事故前、遅くとも平成15年からb l市の新体操クラブでコーチをしており、また遅くとも平成19年からb l市の保育園で幼児体育の講師をしていた。新体操クラブのコーチとしての収入は毎月3万5000円であり、保育園講師としての収入は平成21年7月以降3か月ごとに6万円、すなわち毎月2万円であった(甲ニ4の4・5)。

2 避難開始の経緯

原告4-1は、本件震災直後は、余震に怯えながらも、自宅に大きな被害はなく、ひとまず落ち着いていた。他方で、原告5は本件震災直後から、本件原発の動向を心配し、避難することを提案しており、これに対して原告4-1は、原子力発電所

は安全だといわれていたこともあって、当初は避難するほどではないと考えていた。しかし、12日午後1号機水素爆発が生じ、14日昼には3号機水素爆発が生じ、13日に子たち(原告4-2・3)が鼻血を出したり吐き気を訴えたりするなど体調を崩していたこともあいまって、同人らの健康被害を危惧するようになった。そして、14日の深夜に、原告4-1は、原告5及びその両親と話し合い、本件事故が取り返しのつかない深刻な状況になっており、避難するしかないと考えて、避難を決断した。そして、14日頃に、世帯番号4、5の原告ら並びに原告4-1及び原告5の各両親合計8人で、親類のいるg m市へ車で避難を開始した。本件震災のため福島県内の高速道路が使えない状況で、一般道を用いて移動し、ガソリンを節約するために暖房をつけずに移動し、15日中にg m市のホテルへ避難した。

3 避難後の経緯

(1) 世帯番号4、5の原告らの避難経路の概略

世帯番号4、5の原告らの主張のとおり

(2) 避難生活の状況

ア(ア) 世帯番号4、5の原告ら並びに原告4-1及び原告5の各両親8人は、15日からg m市のホテルで避難をしていたが、21日頃に原告5が仕事の関係で呼び出されたため、原告4-1は、原告5をb 1市に送りどけるためにb 1市に行き、すぐに引き返して同日中にg m市に戻った。g m市に避難中、原告4-1は、g m市役所に対して、避難者向けの住宅の提供を再三依頼したが、避難区域外からの避難者であることを理由に断られた。後記のとおり、ホテルでの避難には相当な費用を要したため、原告5を除く7人は、g m市での避難を断念した。原告4-1らは、28日頃、自宅のことを心配した両親らをb 1市に送った後、原告4-2・3とともに避難先を捜索し、29日頃に、神奈川県g n市の避難所へと移動した。しかし、同避難所は不便であったため、世帯番号4の原告らは、31日頃、f p市の親類宅へ移動した。原告4-1は、4月2日頃、原告5の仕事の関係で必要な通帳等を渡すためにb 1市に移動し、その際に、b 1市の小学校の教師から、同月より学校が再開するとの連絡を受けた。同人は、放射性物質への危惧もあり、悩んだ末に、いったんは子たちをb 1市の小学校へ通わせることを決め、同月4日頃に、世帯番号4の原告らはb 1市へ戻った。同月11日に、b 1市で震度6弱の地震があり、原告4-1は、当時現在放出された放射性物質による健康被害だけでなく、今後さらに本件事故が深刻化する可能性への危惧も覚え、原告5とも話し合ったうえで、世帯番号4の原告らは関東へ避難し、原告5は仕事のためにb 1市に残ることを決断した。世帯番号4の原告らは同月14日頃に再度f p市の親類宅へ避難した。しかし、その後、原告4-2・3が父である原告5に会いたがため、同月21日頃、世帯番号4の原告らは、b 1市に戻った。原告4-1は、避難先を確保するため、翌22日頃に、一人で東京都庁へ行き、g aホテルへの入居を申し込んだ後、b 1市へ戻り、翌23日頃、子たち(原告4-2・3)とともに、再度f p市の親類宅へ避難した。世帯番号4の原告らは、同月26日頃にも、転校の手続等のためにb 1市へ戻った。その後、同人らは、5月2日頃、g aホテルへ避難した。同ホテルは6月30日に閉鎖され、7月1日からはホテルg dへ移動し、同月21日からf r住宅に入居し、その後同所で避難を継続している。

原告5は、3月28日頃からb 1市の自宅に戻っているが、その後仕事の関係で、平成26年頃から茨城県で生活を始めた。

(イ) 原告4-1は、前記のとおり、避難当初において、多数回b 1市とg m市又はb 1市と関東を往復しており、そのための交通費を要した。さらに世帯番号4、5の原告らは、後記するように家族別離に伴い、互いに行き来することがあるところ、そのための交通費も要した。また、上記のとおり、世帯番号4、5の原告らは、原告5は15日から21日頃まで、世帯番号4の原告らは15日から28日頃までg m市のホテルで宿泊しており、そのために相当の費用を要した。また原告4-1は、避難先であるf p市の親類に謝礼として15万円を支払った。また、前記のとおり本件事故前は原告4-1の両親が収穫した農作物等を食べて生活していたところ、避難中は食料を購入せざるを得なくなり、東京では物価も高く、また原告5との家族別離に伴い水道光熱費等がかさむ等して世帯全体にかかる生活費が増加した。

原告4-1は、7月にf r住宅に入居する前後に家財道具等を購入した。

イ(ア) 原告4-1は、ホテル等での避難生活において、その狭い環境で、特に子育てをすることに不便を感じた。またf r住宅も、本件事故前の自宅と比較すると相当に狭く、そのことにもストレスを感じた。さらに、本件事故前は自らの両親が近くにおり、特に子育てに関して相談相手が周囲に多くいたものの、避難後は、原告5を含めて頼る相手も近くにおらず、心身の大きな負担を感じている。

世帯番号4、5の原告らは、上記の経緯で家族別離の生活を送ることになったところ、原告5は仕事の関係があり、頻繁に東京に行くことができず、f r住宅には平成23、24年は年に4回程度であり、その後はさらに回数が減った。世帯番号4の原告らもb 1市に一時帰宅しており、平成23、24年は年に3～4回程度であったが、原告5が東京に来ることのできる頻度が減って以降は、回数が増えた。原告4-2・3は、父である原告5と離れて暮らすことに寂しさを感じており、特に避難当初の同人らが幼い頃は、原告5が帰った後に泣いていたこともあった。原告5も子たちの成長を見ることができなかったことに寂しさを感じている。

(イ) 原告4-2・3は、避難当初、東京の小学校に通うのを嫌がり、5月末になって小学校に通うようになった。原告4-3は、小学校に通うようになった直後から、同級生に「福島から来た子は汚い」、「触るな」等といわれるいじめを受けた。原告4-2も、避難当初に小学校に通うようになった当初から、「福島から来た子は白血病になってすぐ死ぬ」とか「赤ちゃんが産めないから結婚できない」といわれたり、階段の上から突き落とされたりするなど著しいいじめを受けた。そこで、原告4-1は、同人らを平成24年4月に転校させた。原告4-2については、その後も複数の時期にいじめを経験している。

(ウ) 前記のとおり、原告4-1は、本件事故前、b 1市において新体操クラブのコーチ及び保育園で幼児体育の講師をしていたところ、避難に伴い、3月にこれらの仕事を辞めた。原告4-1は、平成27年頃からパートの仕事をしている。また原告5も本件事故前の勤務先が本件原発周辺を主な営業エリアとしていたため、本件事故後に勤務先が営業を中止し、退職した。

ウ 避難開始から1年ほどが経過した平成24年春頃から、原告4-2・3は、ヒステリックになる、しゃべらなくなる、隠れて泣く等の様子が出ていた。そこで心配した原告4-1は、同年6月8日に医師の診察を受けさせたところ、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断され、同医師は、本件事故による緊急避難を余儀なくされたことによる強い精神的ストレスが原因と考える旨及び放射線により今後健康被害が生ずるのではないかと不安も大きな要因と考える旨を診断している

(甲ニ4の2・3)。その後、原告4-2・3は、東京都内の病院で診察、臨床心理士によるカウンセリングといった治療を

続けていた。その後、原告4-1は、医師から転地療養は有効ではないかといわれ、原告4-1自身は国内でもよいのではないかと考えていたが、避難者支援関係の者から、イギリスの療養中の住居費がそれほど高額でないところとして紹介された施設があり、医師からもとてもいいことではないかといわれ、また国内では本件震災のニュースなど子たちが恐怖を感じる番組が多いと考え、国外が一番よいと医師とともに決めた。そして原告4-2・3は、同年11月15日から4か月にわたり、イギリスで転地療養を行った。原告4-2・3の医師は、臨床心理士によるカウンセリングとプレイセラピーを行ったところ、東京で精神的支援を受けながら安定した生活を送る中で徐々に症状は改善し、平成27年12月5日時点では症状が治まっている、またイギリスでの転地療養により、様々な精神的支援を受けたことも回復に寄与したと診断している（甲ニ4の2・3）。

4 原告4-1の心情等

原告4-1は、本件事故時住所地に放射性物質による汚染が残っていること、本件原発について汚染水漏れや使用済み核燃料の取り出し作業等の廃炉作業等いずれも危険であるとの認識などから、自分たち、特に子たち（原告4-2・3）の健康を守るために、b1市に戻ることはできないと考えている。

原告4-1自身も、上記した状況によるストレスや家族別離による寂しさのほか、新体操クラブで熱心に指導していたところ、それを断念せざるを得なくなり、悔しさを感じている。また、「自主避難」といわれることへのストレスや原告5の仕事が相対的に不安定となったこと等に伴う今後の見通しへの不安等も感じている。

第2 相当因果関係及び損害

以上の認定事実をもとに、世帯番号4、5の原告らの請求について検討する。

1 避難と本件事故との相当因果関係

世帯番号4、5の原告らが、b1市の自宅から避難を開始した理由は、前記第1の2、3（1）記載のとおり、放射性物質の汚染によって、自ら及び子たちの健康に対する被害の危険があり、本件事故が進展することによっても同様の危険があると判断したことによるものである。また、世帯番号4の原告らが避難を継続した理由は、前記第1の3、4記載のとおり、それらの危険が存続していると判断したことによる。そうすると、原告4-2・3の年齢も勘案すると、前記第二の二第1の3及び第2のとおり、避難開始及び平成24年8月までの避難継続は本件事故と相当因果関係があると認められる。さらに、本件においては、その頃、原告4-2・3がPTSDと診断され、治療を受けていた等の前記第1の3（2）ウの事情からすると、それから7か月程度経過し、かつ、本件事故から2年程度経過した平成25年3月末までは、避難継続と本件事故との間に相当因果関係があると認めることが相当である。他方、それを越える避難継続に相当因果関係を認めるには足りない。

2 積極損害の主張について

（1）抽象的損害計算分の主張について

ア 生活費増加分について

前記第二の二第3の1記載のとおり、世帯番号4、5の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌すべきである。

イ 避難交通費について

前記第1の2、3（1）、（2）ア（ア）記載のとおり、世帯番号4、5の原告らにおいて、本件事故により、次のとおり避難（避難を原因とする必要な移動も含む。）をし、その費用を原告5が負担したと推認できるから、それに要した費用は、同人の本件事故による損害と認められる。

（ア） 14日、15日 b1市（自宅）からgm市（ホテル）へ移動 自家用車一般道（甲ニ4の1（5頁））

（イ） 21日頃 gm市からb1市（自宅）と往復（往：原告4-1、原告5、復：原告4-1） 自家用車

（ウ） 28日頃 gm市からb1市（自宅）（世帯番号4の原告ら） 自家用車

（エ） 29日頃 b1市から神奈川県gn市（避難所）（同原告ら） 自家用車

（オ） 31日頃 神奈川県gn市からfp市（親類宅）（同原告ら） 自家用車

（カ） 4月2日頃 fp市とb1市（自宅）と往復（原告4-1） 自家用車

（キ） 4月4日頃 fp市からb1市（自宅）（世帯番号4の原告ら） 自家用車

（ク） 4月14日頃 b1市からfp市（親類宅）（同原告ら） 自家用車

（ケ） 4月21日頃 fp市からb1市（自宅）（同原告ら） 自家用車

（コ） 4月22日頃 b1市と東京都（都庁）を往復（原告4-1） 公共交通機関（JR等）

（サ） 4月23日頃 b1市からfp市（親類宅）（世帯番号4の原告ら） 自家用車

（シ） 4月26日頃 fp市からb1市（自宅）（同原告ら） 自家用車

（ス） 5月2日頃 b1市からgb区（gaホテル）（同原告ら） 自家用車

（セ） 6月30日 gb区からgc区（ホテルgd）（同原告ら）

（ソ） 7月21日 gc区からgb区（fr住宅）へ移動（同原告ら）

そこで、これらに要した現実の額であるが、（ア）については、一般道を通ったと認められ、（イ）ないし（ソ）についても、上記一第2の2（1）イ（ア）と同様であって、ガソリン代だけで算出することとする。そして、乙ニ4の2によると（ア）ないし（ウ）は片道532.4km程度、乙ニ1の4によると（カ）ないし（ケ）、（サ）、（シ）は片道240.3km程度、乙ニ15の3によると（ス）は片道212.4km程度と認められ、乙ニ共182によって1km当たりのガソリン代を15円で算出する。なお、（エ）、（オ）については、弁論の全趣旨（被告東京電力個別準備書面（4及び5の3）（世帯番号4及び同5について）20頁参照）によると、ガソリン代は、（エ）が4200円、（オ）が1000円と認められる。

（セ）、（ソ）の移動の方法を特定する直接証拠はないが、それまで自家用車により、後記の一時帰宅も自家用車によっているので、自家用車によると推認することとし、乙ニ2の5、6によると（セ）の距離は3.7km、（ソ）の距離は5.0kmと認められ、上記（ア）と同様に算定する。

また（コ）については、乙ニ7の2によると平成29年8月時点のb1駅及びg1駅間の電車賃は片道6170円であると認められ、当時の（コ）の電車賃も同程度であったと推認できる。

そうすると、交通費は、次のとおり7万8032円となる。

$15 \times (532.4 \times 4 + 240.3 \times 7 + 212.4 + 3.7 + 5.0) + 4200 + 1000 + 6170 \times 2 = 7万8032$

ウ 宿泊費用について

上記第1の3(1)、(2)ア記載のとおり、世帯番号4、5の原告らは、本件事故による避難のため世帯番号4の原告らは3月にg m市のホテルで13泊及び原告5は6泊し、原告5がその費用を負担したものであるから、そのうち、同原告らに要した費用は、本件事故と相当因果関係があると解すべきである。なお、原告4-1及び原告5の両親分の宿泊費用については、原告5において扶養をしているなどの事情が認められない以上、原告5において、その宿泊費用の損害を請求することはできないと解することが相当である。そして、その一人1泊当たりの宿泊費用も、宿泊地の場所や宿泊の経緯を総合すると、原告5主張の8000円を下らないと認める。

そうすると、本件事故による原告5が負担した宿泊費用は、次のとおり36万円となる。

$$8000 \times 3 \times 13 + 8000 \times 1 \times 6 = 36 \text{万}$$

エ 面会交通費

前記第1の3(2)ア、イ(ア)のとおり、世帯番号4、5の原告らは本件事故によって家族別離を余儀なくされ、b1市在住の原告5は、未成年者である原告4-2・3に面会するため、g b区所在の世帯番号4の原告ら方に平成23年に4回、平成24年に4回訪れたと認められ、平成25年中に同年3月までに訪れたと認めるに足りないところ、平成24年につき、3か月に1回訪れたと推認すると、同年3月までに1回、同年4月以降3回訪れたと推認できる。

これらの事実を踏まえ、前記一第2の2(1)ウと同様な方法で算出すると、次のとおり、8万4576円となる。

$$15 \times 212.4 \times 2 \times 5 \text{ (平成24年3月まで)} + (15 \times 212.4 + 5600) \times 2 \times 3 \text{ (平成24年4月から平成25年3月まで)} = 84576$$

オ 一時帰宅費用

前記第1の3(2)ア、イ(ア)のとおり、世帯番号4、5の原告らは本件事故によって家族別離を余儀なくされ、g b区在住の原告4-1は、未成年者である原告4-2・3を父である原告5に面会させるために原告4-2・3を連れ、自家用車でb1市の原告5が居住する本件事故時住所地に、平成23年に少なくとも3回、平成24年に少なくとも3回一時帰宅したと認められ、平成25年はそれより頻度が増えたとのことであるから同年3月までに少なくとも1回一時帰宅したと認められるところ、平成24年につき、4か月に1回帰宅したと推認すると、同年3月までに1回、その後2回訪れたと推認できる。

これらの事実を踏まえ、前記一第2の2(1)ウと同様な方法で算出すると、次のとおり7万8204円となる。

$$15 \times 212.4 \times 2 \times 4 \text{ (平成24年3月まで)} + (15 \times 212.4 + 5600) \times 2 \times 3 \text{ (平成24年4月から平成25年3月まで)} = 78204$$

(2) 個別立証分について

ア 原告5の損害として請求されているものについて

(ア) 避難のための謝礼費について

前記第1の3(2)ア(イ)記載のとおり、原告4-1が、世帯番号4の原告ら3人で合計14泊(31日頃から4月4日頃、同月14日から21日頃、同月23日頃から26日頃) f pの親類宅に避難したことへの謝礼として15万円を支払ったことが認められ、原告5が負担したと認められるところ、上記の宿泊人数、宿泊期間からすると、その謝礼は相当と認められるから、これは、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることが相当である。

(イ) 家財購入費について

前記第二の二第3の2記載のとおり、臨時的な費用の支出を余儀なくされた点については原告5の、日常的な費用を余儀なくされた点については生活費増額分として世帯番号4、5の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌することが相当である。

イ 原告4-2・3の転地療養費について

前記第1の3(2)ウ記載のとおり、原告4-2・3は平成24年6月頃にPTSDと診断されているところ、医師がその原因として本件事故による緊急避難を余儀なくされたことによる強い精神的ストレスを掲げており、また上記第1の3(2)イ(ア)、(イ)で認定した避難生活の状況からして原告4-2・3に同月頃までに避難に伴い強い精神的ストレスがかかったと容易に推認できることからすれば、原告4-2・3が同月頃にPTSDに罹患したこと及びその原因が本件事故による避難にあることが認められ、前記のとおり同月頃までの避難継続と本件事故との相当因果関係が認められるものであるから、同人らのPTSD罹患と本件事故との相当因果関係が認められる。そこで同人らのPTSDとイギリスでの転地療養との相当因果関係を検討するに、確かに前記第1の3(2)イ(ウ)記載のとおり、医師から転地療養が有効との示唆があったこと、国外での転地療養に賛成意見があったことが認められるが、他方で医師からの国外での転地療養の指示までであったとかがわかれず、特に国外での転地療養については医師ではない避難者支援関係者からの勧めであったこと、医師は東京でのカウンセリング等によって徐々に症状が改善したと診断していることを斟酌すると、本件訴訟において原告4-2・3のPTSDに対するイギリスでの転地療養の必要性及び相当性までは立証されていないといわざるを得ない。もっとも、担当医によって転地療養が示唆されるほどのPTSDの状態であったことについては、慰謝料の増額事由として考慮することとする。

3 原告4-1の休業損害の主張について

原告4-1は、休業損害の請求として437万1612円の請求をするところ、そのうち330万円については、本件事故前の新体操クラブ及び保育園からの収入がそれぞれ月3万円であり、いずれも本件事故により平成23年3月に辞めざるを得なくなり、それぞれについて平成23年4月から平成27年10月までの55か月分各165万円の合計330万円を請求するものである。

前記第1の1(3)記載のとおり、原告4-1は、本件事故前遅くとも平成15年からb1市の新体操クラブでコーチをし、毎月3万5000円の収入を得ていたこと、また遅くとも平成19年からb1市の保育園で幼児体育の講師をし、毎月2万円の収入を得ていたことが認められ、避難に伴い、3月にこれらの仕事を辞めたことが認められる。その従前の期間の継続性及びこれらの勤務先に本件震災による被害が生じたとはうかがわれないことからして、本件事故がなく、また原告4-1が避難をしなかった場合には、同人はこれらの仕事を継続し、従前同様の収入を得ていたものと認めるのが相当である。また、上記避難(避難開始及び一定期間の避難継続)が本件事故と相当因果関係があるのは前記のとおりであり、そのような避難を伴う場合、原告4-1は、b1市を勤務先とする上記職を辞めざるを得なかったと認められるものであって、退職と本件事故との相当因果関係も認められる。そして、原告4-1は、本件事故前、同人の両親が近くに居住しており、仕事の際に子たちを預けるなどしていたこと、避難に伴いそのような頼る相手がなくなり、原告5とも家族別離を余儀なくされたこと、原告4-2・3が精神的に不安定となり、しかも小学校でいじめを受けており、平成24年6月頃にはPTSDの診断を受け、そ

の後臨床心理士によるカウンセリングとプレイセラピーを受けたことも併せ考慮すると、少なくとも避難継続と本件事故との相当因果関係が認められる平成25年3月までは新たな職を探し、勤めるといったことは困難であったと認めるのが相当である。以上からすると、原告4-1の平成23年4月から平成25年3月までの減収については本件事故と相当因果関係があると認めるべきであって、その額は、132万円(月5万5000円×24月)と認められる。

4 慰謝料について

前記第1認定事実によれば、世帯番号4の原告らは、本件事故と相当因果関係のある避難開始及び平成25年3月までの避難継続並びにこれに伴う原告5との家族別離により相当の精神的苦痛を被ったものと認められ、原告5についても避難開始及び世帯番号4の原告らの避難継続に伴う家族別離により、相当の精神的苦痛を被ったものと認められる。加えて、特に原告4-2・3は避難した直後に避難先の小学校でいじめを受け、転校し、前記一の第2の4記載の理由と同様の理由からこのことは本件事故と相当因果関係があると認めるべきであり、しかも平成24年6月頃にはPTSDにまで罹患しているものであって、同人らの本件事故による精神的苦痛は極めて大きいものであったといえる。

以上の点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮し、また前記のとおり原告5について家財道具購入費、世帯番号4、5の原告らにおいて生活費増加分の負担を余儀なくされたことを慰謝料に加算すると、本件事故による世帯番号4、5の原告らに係る精神的苦痛に対する慰謝料額は、下記のとおりと考えることが相当である。

原告4-1：160万円

原告4-2・3：各190万円

原告5：170万円

5 小計

原告4-1：292万円(160万円+132万円)

原告4-2・3：各190万円

原告5：245万0812円(170万円+7万8032円+36万円+8万4576円+7万8204円+15万円)

第3 既払額、弁護士費用及び結論

1 既払額

原告4-1、原告5：各12万円

原告4-2・3：各72万円

2 弁護士費用を除く損害

原告4-1：280万円

原告4-2・3：各118万円

原告5：233万0812円

3 弁護士費用

原告4-1：28万円

原告4-2・3：各12万円

原告5：24万円

4 結論

原告4-1：308万円

原告4-2・3：各130万円

原告5：257万0812円

五 世帯番号6、7の原告ら(原告6-1～3及び7-1・2)について

第1 認定事実

証拠(甲ニ6の1～36(孫及びひ孫番があるものはそれも含む。以下五において、孫番又はひ孫番が存在するのに特定しないものについては、孫番又はひ孫番をすべて指すこととする。)、甲ニ7の1～13、丙ニ共2(163頁)、原告6-1、原告7-1)及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。特に用いた証拠等については、重ねて後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ6の1、甲ニ7の1、原告6-1、原告7-1及び弁論の全趣旨によって認定した。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告7-1(本件事故時69歳)は、東京都で生まれたが、3歳の頃親の実家であるb1市に疎開し、その後一時期東京で暮らした以外はb1市で生活した。昭和46年、原告7-2(本件事故時66歳)と婚姻し、昭和47年、長女である原告6-1(本件事故時39歳)をもうけ、平成2年12月に世帯番号6、7の原告ら主張の本件事故時住所に自宅を建築した。原告7-2は、b1市で生まれ、福島県内に転居し、中学校卒業後までそこで暮らした後、親の仕事の関係でb1市、山梨県、茨城県などに転居をしたが、b1市内の飲食店に勤務していたとき、原告7-1と婚姻し、以来、専業主婦である。

原告6-1は、b1市で育ち、高等学校卒業後、会社に就職し、1年東京で勤務した後は、b1市で4年間勤務した。その後、b1市内のレストランを経営している会社に勤務し、そのレストランで6年間歌手として働いた後、結婚を機に退職し、平成14年、長女である原告6-2(本件事故時8歳)、平成15年、二女である原告6-3(本件事故時7歳)をもうけた。

(2) 原告7-1は、個人で保険代理店を営んでいる。

原告6-1は、平成22年、以前勤務していた会社に復帰し、歌手として働いていた。原告6-1の平成22年6月から2月までの給与は合計55万3400円であった(甲ニ6の3・4)。夫とは離婚した。本件事故前は、世帯番号6、7の原告らは、二世帯住宅で、原告6-1と原告7-1の収入で暮らしていた(甲ニ6の5・6)。

(3) b1市の自宅のある地区は、山の上にある住宅街で、自然豊かで、近くに山菜の採れる場所があり、世帯番号6、7の原告らは、それらを採取して食べ、友人等が釣った魚、育てた野菜や果物、親類が育てたお米を食べていた。同原告らの住んでいた家の敷地は広く、庭には花や植木が植えられ、目の前は桜並木が続いていて、同原告ら全員で春になるのを楽しみにしていた。(甲ニ6の5～7)

同原告らは、親類、友人及び近隣住民との付き合いも濃密で、七五三などの子供たちの行事に親類で集い、友人とも自宅で飲み会をするなどし、近隣住民とも五、六家族と家族ぐるみの付き合いがあり、自宅で誕生会をするなどの交流があった。

原告6-2・3は、本件事故当時、小学校2年生と1年生であったが、自然の中で遊ぶのが大好きで、田んぼで蛙を捕まえるなど、毎日登下校時や放課後近くの公園で思い切り、友人と遊んでいた。同原告らは、楽しく遊び、夕方5時に自宅に帰り、新鮮な野菜や魚を食べ、母(原告6-1)及び優しい祖父母(世帯番号7の原告ら)に囲まれ、広い家で生活をし、明るく、幸せに過ごしていた。同原告らは、夜に祖父(原告7-1)に寝るまで抱っこしてもらったり、絵本を読んでもらったりすることを本当に楽しみにしていた。原告7-1も孫(原告6-2・3)とのふれあいの時間をとりわけ幸せと感じていた。(甲ニ6の7~11・19・20~22、甲ニ7の5~7)

原告6-1も、かけがえのない家族(原告6-2・3及び世帯番号7の原告ら)と一緒に生活をし、仕事では好きな歌を客の前で歌うことができ、趣味のフラダンスのサークルを作り大会に出たり、老人ホームにボランティアに行ったり、ライブを開催したり、毎日が充実していると感じていた。気心の知れた友人が周囲に多数おり、温かな日々を送っていると感じていた。(甲ニ6の12)

原告7-2は、愛する娘や孫(世帯番号6の原告ら)との生活を楽しみ、趣味としては、庭に野菜、花及び植木を植えて楽しんでいた。

2 避難開始の経緯

世帯番号6、7の原告らの主張のとおり

3 避難後の経緯

(1) 避難経路の概略

世帯番号6、7の原告ら主張のとおり(ただし、16日から21日の費用負担者は、原告7-1である。)

(2) 避難生活の状況

ア(ア) 世帯番号6、7の原告らは、16日から21日までg o区g p所在のホテルに泊まり、同日から23日までg q区所在のホテルに泊まった。その後、世帯番号7の原告らは、同原告らの将来の生活のためには、原告7-1が仕事を放棄する訳にはいかないこと、b 1市の自宅においては、親類と近所づきあいがあること、長年の念願だったマイホームを放棄する気持ちにはならなかったことから、本件事故時住所地に戻った。他方、原告6-1は、原告6-2・3は幼いので、放射性物質による汚染にさらす訳にはいかないと考え、4月1日まで、g q区g r所在の知人宅に世話になり、同日、g q区g s所在のウィークリーマンションに移り、そこで同日、東京に再度向かった世帯番号7の原告らと合流したが、金銭的な問題から、4月8日、g aホテルに避難した。世帯番号6、7の原告らは、全員で避難を継続することを望んでいたが、上記で述べた理由から、世帯番号7の原告らは、同日、b 1市の自宅に戻った。原告6-2・3は、ここでようやく小学校に通うことができた。被告東電の担当者は、そこで、原告6-1に賠償に関する書類を交付し、原告6-1は何枚もの書類に記入をしたものの、後日、たった一通の手紙が送られてきて、政府が指定した避難区域外なので支払われないと告げられ、非常に憤りを感じた。g aホテルは、6月30日で閉鎖され、世帯番号6の原告らは、同日、ホテルg dに避難し、7月21日、f r住宅に避難した。原告6-1は、何度も次の避難場所を探さなくてはならないという不安定な状況に、そして区域内か区域外かの線引きに非常にストレスを感じた。(甲ニ7の2~4)

(イ) 原告6-1は、放射性物質によって汚染されたb 1市の自宅に存在する物を使うことは、世帯番号6の原告らの健康のためにはできないと考え、避難生活中である平成23年4月頃から平成25年3月までに家具、家電製品、寝具・寝室用品、浴室用品、食器・台所用品、日常生活のために必要な備品、靴、医療品、おもちゃ、学用品等を購入した。(甲ニ6の2)

原告6-1は、避難生活により学校に通わせることができない時期があったり、避難生活のストレスから学習に影響が生じ学力が低下するようになったり、学校を休むこともあったりしたと考え、それらの対応のためと考え、原告6-2・3に公文を習わせた。また、原告6-1は、避難によってつらい思いをしている原告6-3の希望を叶えてやりたいと考え、バイオリンを習わせ始め、そのための費用や月謝を負担した。

原告6-1は、平成24年8月21日、原告6-2・3の甲状腺検査(先行検査1回目と推認できる(丙ニ共2(163頁)))のため、g tからh aまで東京メトロを用いて、h aからb 1市にJ Rの特急を用いて、b 1保健福祉センターに赴いた。

原告6-1は、国の指定した検査機関では不安であると感じ、同時期にボランティアで甲状腺検査をしてくれることを知り、f p市h bにあるクリニックまで電車で往復し、原告6-2・3に甲状腺検査を受けさせた。また、原告6-1は、平成26年2月頃、h cにあるh d大まで電車で往復し、原告6-2・3に甲状腺検査を受けさせた。

世帯番号6の原告らは、上記1(3)記載のとおり、本件事故前は野菜等を購入していなかったところ、避難後は食材を購入せざるを得なくなり食費の負担が増加した。また世帯番号6、7の原告らは、家族別離となったことから、雑費、水道光熱費及び家族間の連絡をとるための通信費の負担が、それぞれ増加した。さらに、世帯番号6の原告らにおいては、本件事故前は買い物等には自転車や徒歩で移動していたところ、避難後は公共交通機関を利用しており、交通費の負担が増大した。

イ 原告6-2・3は、祖父母(世帯番号7の原告ら)をとても慕っており、同人らとの本件事故前の自然に囲まれた広いb 1市の自宅での暮らしが好きであったのに、本件事故後、狭い住宅で、自然環境に恵まれない中、好きな祖父母(世帯番号7の原告ら)がおらず、慣れ親しんだ学校にも行けない暮らしになじむことができず、精神的に不安定となり、避難して3年間は、既に小学生であるのにほとんど毎晩のように夜泣きをし、学校に行かなくなることもあった。特に、原告6-2は、ほとんど友人をつくれず、自分を卑下するようになり、自信を失い、コミュニケーションにも問題を抱えている。そこで、母である原告6-1は、原告6-2の学校に毎日通い、進学先を相談するなど、それらの対応に追われた。原告6-2・3は、祖父母(世帯番号7の原告ら)に会いたい気持ちを手紙、電話、メールなどで、同人らに伝えることもあった。他方、母である原告6-1への手紙などで、同人をおもんばかって、祖父母である世帯番号7の原告らに会いたい気持ちを抑えた記載をすることや、抑えきれず訴えることがあった。また、原告6-2・3は、手紙などの形で、本件事故後、祖父母(世帯番号7の原告ら)と離れて暮らさざるを得ないことを指摘することもあり、母(原告6-1)及び祖父母(世帯番号7の原告ら)に対する愛情、感謝を伝えることも多かった。(甲ニ6の14~17・25~36)

原告6-3は、避難中に何度か鼻血を出し、医者を受診したが、粘膜が弱っているとの指摘がされたものの、本件事故による旨の説明を受けたことはなかった。原告6-2・3は甲状腺検査での結果は、当初はA 1であったが、平成27年9月頃、福島県及びf h大学が実施した甲状腺検査を受診したところ、同年10月6日付けで、A 2と判定され、甲状腺にのう胞が認められたが、今回の検査結果であれば、二次検査の必要はないと判定され、その結果の意味について、のう胞は一般的に多く

の人に認められるもので、通常、数は問題とされないこと、のう胞や結節は、時間の経過とともに、少しずつ大きさや数が変わることがあるので、次回の本格検査も受診するようにすべきことの結果説明がされた。(甲ニ6の23・24)。

原告6-1は、平成25年頃から、ママさんサークルの声がけで、震災の体験を話したり、避難生活で感じた思いを歌にして歌ったりし、平成26年頃から歌の仕事をし、月10万円程度の収入を得ているが、経済的に苦しい。(甲ニ6の13)

ウ 世帯番号7の原告らは、平成23年9月より前は高速バスで月1回程度、同月以降は自家用車を運転して平成24年3月まで7往復、同年4月以降同年8月までは6往復、それ以降も概ね月1回程度、原告6-2・3の面倒を見るために、片道3時間かけて高速道路を運転し、世帯番号6の原告ら方を訪れている。なお、高速道路の料金は、ある時期以降、未成年の子の親がb1市におり、未成年の子の避難先に赴く際は、高速道路料金は無料であるのに、未成年の子の祖父の場合は無料とならず、原告7-1が負担している。原告6-2・3と会うに際し、b1市の自宅での穏やかな環境とは異なり、都心という環境下で、窮屈な部屋での交流となる、移動のために階段の昇降が多くなり、身体への負担がかかると感じている。

(3) 本件事故時住所地の状況

b1市の自宅には、現在世帯番号7の原告らのみが居住している。

b1市の自宅の裏手の約1kmの位置にあるh e 清掃センターがあり、そこには、除染した土がフレコンバッグに詰められ、積まれている。

b1市の自宅の敷地の平成26年8月6日除染前の高さ1mの空間線量率は0.08ないし0.11 μ Sv/hであったが、高さ1cmの空間線量率については1箇所0.28 μ Sv/hの場所があったため、除染がされた(原告7-1(12頁)が認めている)。原告7-2は、平成27年1月頃、b1市の自宅の庭木をすべて切ってもらい、本件事前によく育てていた花の世話をしなくなった。原告6-1は、b1市の自宅の前の側溝は除染されていないので、線量が高いと考えており、そのこともb1市の自宅に帰宅できない理由であると考えている。(甲ニ6の11、甲ニ7の9~11・13)

世帯番号7の原告らは、世帯番号6の原告らと家族別離をしたので、世帯番号7の原告らが負担すべき生活費が増加した。

4 世帯番号6、7の原告らの心情

原告6-1は、b1市の自宅での生活は、世帯番号6の原告らにとってかけがえのないもので、それがすべて奪われてしまったと考え、どう受け止めていいのか、整理が付かないでいる。b1市の自宅においては、大好きな人たちに囲まれて、好きな歌やサークル、ボランティア活動をし、本当に毎日が楽しくて、気持ちにも余裕があった生き生きとしていたのに、避難地においては、何でも相談できる友達もいなくて、本当に孤独を感じる日々で、すべてが奪われ、先が見えない生活に、一日たりとも安心できる日がないと感じている。また、原告6-1は、世帯番号7の原告らの一人娘であるため、本件事故がなければ、同居の上、同人らの介護が必要な段階となれば介護をするつもりであったが、本件事故があったことから、その段階となったとき、どのように対応すべきか考えあぐねている。また、住宅の無償ではなくなったときの生活も不安である。また、15日、水くみのため、世帯番号6の原告ら3人で屋外にいたことがあったが、それによって、放射性物質の汚染の影響があるのではないかと、不安を感じている。

原告6-2・3も、b1市の自宅で、祖父母である世帯番号7の原告らと生活することを望んでいる。

しかし、他方、原告6-1は、本件事故直後、b1市で23.72 μ Sv/hが観測された頃に、原告6-2・3をb1市にとどまらせ、大量の放射線を身体に浴びせてしまったと考えており、原告6-2・3が甲状腺結果においてA2判定であることも相まって、これ以上、同原告らを被ばくさせることはできないと考え、十分な除染もされておらず、汚染水が存在するような状況では、とてもb1市の自宅への帰宅できないと判断している。

世帯番号7の原告らは、本件事故前の、毎日娘や孫である世帯番号6の原告らに会えた生活を突然奪われ、とてもつらい思いをしている。また、都会であるから治安等が心配である東京で、世帯番号7の原告らと離れて暮らしている世帯番号6の原告らの安全や健康を心配している。

第2 相当因果関係及び損害

以上の認定事実をもとに、世帯番号6、7の請求について検討する。

1 避難と本件事故との相当因果関係

世帯番号6、7の原告らがb1市の自宅から避難を開始した理由は、前記第1の2、3(1)記載のとおり、放射性物質の汚染によって、自ら及び子や孫らの健康に対する被害の危険があり、本件事故が進展することによっても同様の危険があると判断したことによるものである。また、世帯番号6の原告らが避難を継続した理由は、前記第1の3、4記載のとおり、それらの危険が存続していると判断したことによる。そうすると、原告6-2・3の年齢も勘案すると、前記第二の二第1の3及び第2のとおり、避難開始及び平成24年8月までの避難継続は本件事故と相当因果関係があると認められ、それ以降の避難継続には相当因果関係は認められない。このことは、本件事故時住所地の状況や原告6-2・3の甲状腺検査の結果等を含む、前記第1認定の事情によっても左右されない。

2 積極損害について

(1) 抽象的損害計算分について

ア 原告6-1の請求分について

(ア) 生活費増加分について

前記第二の二第3の1のとおり、世帯番号6、7の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌すべきである。

(イ) 避難交通費について

上記第1の2、3(1)、(2)ア(ア)のとおり世帯番号6の原告らは、本件事故によって、次のとおり避難をし、その費用を原告6-1が負担したと推認できるから、それに要した費用は、同人の本件事故による損害と認められる。

- a 21日 g o 区(ホテル)からg q 区(ホテル) 電車
- b 23日 g q 区からg q 区(知人宅) 電車
- c 4月1日 g q 区からg q 区(ウィークリーマンション) 電車
- d 4月8日 g q 区からg b 区(g a ホテル) 電車
- e 6月30日 g b 区からg c 区(ホテルg d) 電車
- f 7月21日 g c 区からg b 区(f r 住宅) 電車

そこで、これらに現実に要した額であるが、上記各地点の位置、距離及び当該地区における当時の電車料金(公知の事

実)からすると、aないしfを平均すると、大人1人160円、子供1人80円と推認することができる。

$(160円 + 80円 \times 2) \times 6 = 1920円$

(ウ) 一時帰宅費用

原告6-1は、この請求をするが、甲ニ6の1、甲ニ7の1、原告6-1、原告7-1に具体的な陳述や供述がなく、それらを含め、本件全証拠によっても、世帯番号6の原告らが一時帰宅したことを認めるに足りない。

そうすると、この点の請求は理由がない。

イ 原告7-1の請求分(家族との交流のための交通費)について

前記第1の3(2)ウのとおり、世帯番号7の原告らは家族別離後8月まで月1回程度、すなわち、少なくとも5回高速バスで、9月から平成24年8月まで13回自家用車で、世帯番号6の原告らの避難先を訪れ、その費用は原告7-1が負担したと解される。そして、高速バス料金は、乙ニ7の2によると平成29年8月において少なくとも片道3350円を要したので当時もそれと同程度であると推認できる。そうすると、次のとおり、6万7000円となる。

3350×2 (世帯番号7の原告ら2人分) $\times 2 \times 5 = 6万7000$

自家用車によるときの費用については、前記一第2の2(1)ウと同様の方法で算出すると、次のとおり、15万0036円となる。

$15 \times 212.4 \times 2 \times 7$ (平成23年9月ないし平成24年3月) $+ (15 \times 212.4 + 5600) \times 2 \times 6$ (平成24年4月～8月) $= 15万0036$

(2) 個別立証分について

ア 原告6-1の請求分について

(ア) 家財購入費について

前記第二の二第3の2記載のとおり、臨時的な費用の支出を余儀なくされた点については原告6-1の、日常的な費用を余儀なくされた点については生活費増額分として世帯番号6、7の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌することが相当である。

(イ) 甲状腺検査費用

前記第1の3(2)ア(イ)によると、本件事故による避難継続が合理的な時点である平成24年8月21日、世帯番号6の原告らにおいて甲状腺検査(先行検査)のためb1市保健福祉センターを訪れ、原告6-1がその費用を負担したと認められる。そして、甲ニ6の1、乙ニ7の2、弁論の全趣旨によると、そのために要した費用は、原告6-1主張(原告ら個別損害準備書面(6)(12、13頁))のとおりと認められるから、その額は、3万2720円となる。

なお、原告6-1は、hbクリニック及びhd大での甲状腺検査のための交通費も本件事故による損害として請求するが、b1市保健福祉センターの結果等再度の検査を必要とすべき具体的事情の主張、立証がないから、この点については、本件事故と相当因果関係のある損害であると認めるに足りない。

(ウ) 習い事費用

前記第1の3(2)ア(イ)記載の事情によっても、原告6-1が主張するこの費用が本件事故と相当因果関係のある損害であると認めるに足りず、他に、この点を認めるに足りる証拠はない。

イ 原告7-1の請求分(避難生活のための交通費、宿泊費、食費)について

(ア) 交通費について

前記第1の2、3(1)記載のとおり、世帯番号6、7の原告らは、16日、本件事故によって避難を開始し、タクシーでhfに行き、hfから東京まで新幹線で移動したことが認められる。

そして、甲ニ7の2によるとそのタクシー代は、3万8120円であると認められる。

また、乙ニ7の1によると平成29年8月時点のその新幹線代は、大人一人当たり6110円であると認められ、当時も同程度であったと推認でき、子供はその半額程度の3050円であると推認できる。

そうすると、交通費の総額は、次のとおり、6万2550円となる。

$3万8120 + 6110 \times 3 + 3050 \times 2 = 6万2550$

(イ) 宿泊費について

前記第1の2、3(1)、(2)ア(ア)のとおり、世帯番号6、7の原告らは、大人3人及び子供2人で、16日から21日までの5泊g o区gp所在のホテルに泊まり、21日から23日までの2泊g q区所在のホテルに泊まり、4月1日から8日までの7泊、g q区gs所在のウィークリーマンションに泊まり、原告7-1においてその費用を支払ったことが認められ、それは、本件事故による避難のための宿泊費と認められるが、同原告において、どのような計算根拠(例えば一泊一人いくらなど)で宿泊費を算出すべきかの具体的な主張がなく、現実に支払った金員の額について領収書のみならず陳述書や原告7-1によっても具体的な立証がないので、ここで個別の積極損害を認めることができない。したがって、この点については、同原告がその費用の負担を余儀なくされたことについて、同原告の慰謝料の増額事由として考慮することとする。

(ウ) 食費について

この点について具体的に認めるに足りる証拠はなく、生活費増加分において考慮することとする。

3 原告6-1の休業損害について

前記第1の1(2)のとおり、原告6-1は、本件事故前歌手として働き、平成22年6月から平成23年2月までの9か月で合計55万3400円、すなわち、月額6万1488円(小数点以下切り捨て)の収入を得ていたものであるところ、本件事故がなければ、本件地震の影響が落ち着いた同年4月頃から同程度の収入を得ることができたことと推認できる。そうであるのに、本件事故により避難を余儀なくされ、家族別離となったから、上記第1の1(1)認定の原告6-2・3の年齢、同3(2)認定の同原告らの精神状態からして、避難先である東京において速やかな就労ができなかったといえる。

したがって、避難の継続が本件事故と相当因果関係がある平成24年8月末までの休業損害を認めることが相当である。そうすると、その額は、104万5296円(6万1488円 \times 17)となる。

4 慰謝料について

前記第1認定事実によれば、世帯番号6の原告らは、本件事故と相当因果関係のある避難開始及び平成24年8月までの避難継続並びにこれに伴う世帯番号7の原告らとの家族別離により相当の精神的苦痛を被ったものと認められ、世帯番号7の原告らについても避難開始及び世帯番号6の原告らの避難継続に伴う家族別離により、相当の精神的苦痛を被ったものと認めら

れる。加えて、特に、原告6-2・3は、とても親和していた世帯番号7の原告らとのその間の別離を余儀なくされ、新たな環境になじめず、精神的に不安定となり、小学生であるのに毎日のように3年間も夜泣きをし、学校へ行かなくなるなどしたものであって、同人らは本件事故によって特に強い精神的苦痛を受けたものといえる。

以上の点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮し、また前記のとおり原告6-1について家財道具購入費、原告7-1について宿泊費、世帯番号6、7の原告らにおいて生活費増加分の負担をそれぞれ余儀なくされたことを慰謝料の増額事由として考慮すると、本件事故による世帯番号6、7の原告らに係る精神的苦痛に対する慰謝料額は、下記のとおりと考えることが相当である。

原告6-1～3：各150万円

原告7-1：170万円

原告7-2：140万円

5 小計

原告6-1：257万9936円（150万円+1920円+3万2720円+104万5296円）

原告6-2・3：各150万円

原告7-1：197万9586円（170万円+6万7000円+15万0036円+6万2550円）

原告7-2：140万円

第3 既払額、弁護士費用及び結論

1 既払額

原告6-1、原告7-1・2：各12万円

原告6-2・3：各72万円

2 弁護士費用を除く損害

原告6-1：245万9936円

原告6-2・3：各78万円

原告7-1：185万9586円

原告7-2：128万円

3 弁護士費用

原告6-1：25万円

原告6-2・3：各8万円

原告7-1：19万円

原告7-2：13万円

4 結論

原告6-1：270万9936円

原告6-2・3：各86万円

原告7-1：204万9586円

原告7-2：141万円

六 世帯番号9の原告ら（原告9-1～6）について

第1 認定事実

証拠（甲ニ9の1～20（孫番があるものはそれも含む。以下六において、孫番が存在するのに特定しないものについては、孫番をすべて指すこととする。）、原告9-1）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。特に用いた証拠等については、重ねて後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ9の1、原告9-1及び弁論の全趣旨によって認定した。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告9-1（本件事故時52歳）は、東京都で生まれ、一時期埼玉県やオーストラリアで暮らしたが、27歳の頃から東京都内で不動産業に携わり、平成7年頃に独立し、東京都h g区で不動産業を営む会社を経営している。原告9-1は、平成元年、フィリピン人である原告9-2（本件事故時43歳）と結婚し、その間に平成元年長男、平成6年二男、平成9年長女（原告9-3。本件事故時13歳）、平成12年三男（原告9-4。本件事故時11歳）、平成14年二女（原告9-5。本件事故時8歳）、平成15年三女（原告9-6。本件事故時7歳）をもうけた。原告9-1は都会で生まれ育ったが、自然豊かな地方に大きな憧れを持っており、自分の子たちは、自然の豊かな地方でのびのびと育てたいと考えていて、また大家族に憧れており、そのような大家族を育てるには経済的にも地方が良いと考えていたので、平成5年、原告9-2と長男を連れて、東京からのアクセスもよく、土地も安いb1市に本拠を移し、原告9-1のみ平日は東京で単身赴任の生活を、週末になるとb1市の自宅に帰るとい生活、本件事故まで続けた。原告の父及び母（亡原告9-7。本件事故時87歳）は、埼玉県に住んでいたが、家を売って、原告9-1～6とともに、b1市に移住した。原告9-1は、平成21年には、b1市の一軒家を購入したが、そこは、7LDKと広く、オール電化のシステムを備えており、高齢の両親のためにバリアフリーの造りとなっていた。（甲ニ9の2～10）

(2) 原告9-1・2は、6人の子に恵まれ、長男、二男及び原告9-3～6も、川泳ぎ、海泳ぎ、山登りなどのアウトドアライフを楽しみ、柔道、サッカー、ソフトテニス、剣道などのスポーツをしたり、習い事をして、自然豊かなb1市でのびのび育った。原告9-1は、毎週金曜日の夜高速バスでb1市に帰り、日曜日の夜が月曜の早朝に東京に戻るという生活をしてきたが、原告9-1は、それをとても楽しみにしていた。

原告9-2は、b1市の人たちや子供たちを、自宅に招いたり、公民館を借りて英会話学校を開いたり、生徒の自宅に出張して英会話の家庭教師をしたりと、ほぼ毎日のように英会話を教える仕事していた。原告9-2は、b1市では多くに知り合いができ、外国人が珍しかったこともあって、人気者で、地域の人々にとても大事にされていた。原告9-2も、英会話を教えることがとても楽しみで、生きがいの一つとなっていた。

原告9-1の父は、平成22年に死亡した。原告9-1の母である亡原告9-7は、二世帯住宅であった自宅の2階部分で生活し、風呂も自分で入っていて、デイサービスもたまにしか利用をしていなかった。

2 避難開始の経緯

本件事故当時、原告9-1は、平日は東京で仕事をし、週末、本件事故時住所地に帰る生活であって、原告9-2、長男、二男及び原告9-3～6は本件事故時住所地で生活していた。亡原告9-7は、人工股関節置換術を受けた後病院で入院し、リハビリを受けていて、一週間ほどで退院できる見込みであった。原告9-1は、12日、本件事故が起こったことを知り、放射性物質による汚染や本件原発事故の進展を恐れ、原告9-2に避難を促した。原告9-2も、同じ考えの下、長男、二男及び原告9-3～6を自家用車に乗せて避難を試みたものの、ガソリンを入手することができず、途中で、自宅に戻った。13日、亡原告9-7の入院先から原告9-2に電話があり、亡原告9-7を引き取りに来てほしいとのことであったので、原告9-2は従った。原告9-1は、電話で、原告9-2にガソリンの入手先を教え、速やかに避難するように伝えた。

3 避難後の経緯

(1) 避難経路の概略

世帯番号9の原告ら主張のとおりである(ただし、6.30～7.21に亡原告9-7が都内の老健施設に入ったことは除く(その点を認めるに足りる証拠はない。))。

(2) 避難生活の状況

ア(ア)原告9-2は、14日になり、原告9-1から聞いた地元のガソリンスタンドでなんとか2000円分のガソリンを購入することができ、同日午後1時30分頃、長男、二男、原告9-3～6及び亡原告9-7を乗せて、自家用車を運転し、一般道を通って東京都h g区の原告9-1の自宅兼事務所に避難した。その際、原告9-2は、当時、高速道路は閉鎖されていたので、一般道を通って東京まで来たが、ガソリンを保たせるために、神経を使って運転し、約12時間かけて、午前0時過ぎに到着した。当面は、長男、二男及び世帯番号9の原告らは、原告9-1の経営する会社の事務所で過ごすこととなったものの、その広さは約5坪であり、その後長男の交際相手も合流し、10人ほどが一緒に生活することになったため、ストレスからけんかが絶えなくなった。そこで、二男はb 1市に帰り、世帯番号9の原告ら(亡原告9-7を含む。)及び長男は、g fで生活した。原告9-3～6は、東京都主幸のg g区のh hにあるh i館に預けられ、中学校及び小学校に通った。原告9-2・3及び亡原告9-7は、5月上旬頃、g aホテルに移った。長男は、その直前、b 1市において通っていた専門学校が再開されたため、交際相手とともにb 1市に帰った。原告9-4～6も、g aホテルに合流し、g b区の小学校に通った。この頃、原告9-4～6は、本件事故前していたスポーツや習い事ができなくなったこともあって、不安やストレスを感じ、落ち着きがなくなった。6月30日にg aホテルが閉鎖され、原告9-2～6及び亡原告9-7は、避難所であるh jに移った。この頃になると、亡原告9-7の体調が悪化し、ストレスから、原告9-2に当たるなどして、亡原告9-7と原告9-2がけんかとなることが多くなった。原告9-2～6及び亡原告9-7は、短期間で避難所を転々とする生活を余儀なくされ、疲れ切った。この頃、亡原告9-7は、東京都の老健施設に入所した。原告9-2～6は、7月21日、f r住宅に入居し、原告9-4～6はg b区内の他の小学校に転校した。

イ(イ)原告9-1・2らは、b 1市で暮らしている二男に会うために、平成24年3月頃までは高速道路の利用料金が無料であったので1か月に2回位帰っていて、その後区域外避難者は高速道路の無料化措置が打ち切れ、その後、無料化措置は一部復活したものの、それは18歳未満の子供を抱えた母子避難等が対象とされたものであって、世帯番号9の原告らは無料化措置の適用外とされたから、平成24年4月以降は、高速道路料金を負担し、2か月に1回程度一時帰宅をしているが、往復のガソリン代は3000円を下らず、高速料金は、往復で1万円を下らない(原告9-1自身が陳述及び供述する(甲ニ9の1(9、16頁)、原告9-1(19頁))のでこの限度で認定する。))。なお、その費用は、原告9-1が負担した。

世帯番号9の原告らが現在暮らしているg b区においては、b 1市と比べて物価が高く、受験競争が厳しく、塾に通わせることが一般的であって、教育費がかかるため、生活費が増加している。

イ(イ)亡原告9-7は、避難後、体調を崩し、精神的にも不安定となり、g fに避難していた頃は脱水症になり、救急車で病院に運ばれたこともあった。f r住宅に移転した後、自分の思い通りにならないと家族に暴力を振るうようになり、平成25年2月から、h k市内の介護施設に入所した。亡原告9-7は、同年11月、施設内で転倒し、背骨を骨折し、入院を余儀なくされ、移動に車いすを使わなければならなくなり、ほどなく寝たきりとなり、平成26年9月、肺炎をこじらせ、91歳で死亡した。なお、亡原告9-7の権利義務は、すべて原告9-1が相続した(甲ニ9の20)。

原告9-3～6は、避難生活による度重なる転校で、学校になじむのにつらい思いをした。

原告9-2は、本件事故により、b 1市の人々に英会話を教える活動もできなくなり、たくさんいた知人との付き合いも、長引く避難生活のためにすっかり途絶えてしまい、生きがいがなくなった。

(3) 本件事故時住所地の状況

二男がb 1市に帰った際に、本件事故時住所地所在の自宅に一時居住をしていたことがあった。その後、原告9-1は、経済的に維持することができなかつたため、それを売却した。

4 原告9-1の心情

原告9-1は、b 1市にはホットスポットといわれる放射線量が高い場所が多くあり、帰れば地元の野菜などを食べなくてはならなくなり、放射線に対する感受性が強いといわれる子たち(原告9-3～6)を生活させることが不安であり、b 1市は本件原発から距離が近く、汚染水問題などもあるように、本件事故が収束しているといえないため、不安で、今後も余震などが起こったら、たいへんなことが起こるかも知れないので、そのような危険な場所に、幼い子たち(原告9-3～6)を帰すわけはいかないと感じている。

また、原告9-1は、避難している原告9-3～6は、当初は不安や動揺があったが、それぞれにこちらの学校生活に溶け込み、人間関係もできているので、その点からしても、b 1市につれて戻ることはよくないと考えている。

第2 相当因果関係及び損害

1 避難と本件事故との相当因果関係

世帯番号9の原告ら(亡原告9-7を含む。)がb 1市の自宅から避難を開始した理由は、前記第1の2、3(1)記載のとおり、放射性物質の汚染によって自ら及び子たちの健康に対する被害の危険があり、本件事故が進展することによっても同様の危険があると判断したことによるものである。また、原告9-1を除く世帯番号9の原告らが避難を継続した理由は、前記第1の3、4記載のとおり、それらの危険が存続していると判断したことによる。そうすると、原告9-3～6の年齢も勘案すると、前記第二の第二1の3及び第2のとおり、避難開始及び平成24年8月までの避難継続は本件事故と相当因果関係があると認められ、それ以降の避難継続には相当因果関係は認められない。このことは、前記第1認定の事情によっても左右されるものではない。

2 積極損害（抽象的損害計算分）について

(1) 交通費について

前記第1の2、3(1)、(2)ア(ア)のとおり世帯番号9の原告らは、本件事故によって、次のとおり避難をし、その費用を原告9-2が負担したと推認できるから、それに要した費用は、同人の本件事故による損害と認められる。

ア 14日 b1市からhg区(原告9-1の自宅兼事務所) 自家用車(一般道)

イ 31日 hg区からgg区(gf) 自家用車

ウ 5月上旬頃 gg区からgb区(gaホテル) 自家用車

エ 6月30日 gb区からgb区(hj) 自家用車

オ 7月21日 gb区からgb区(fr住宅)(原告9-2~6) 自家用車

そこで、これらに現実に要した費用であるが、アについては一般道を走行したと認められ、イないしオについても、前記第2の2(1)イと同様に、ガソリン代だけで算出することとする。そして乙ニ2の3・4、乙ニ9の1~3によると、アが205.2km程度、ウが11.5km程度、エが1.4km、オが2.1kmであると認められ、位置関係(乙ニ2の4参照)からしてイはウと同程度の距離と推認できるから、乙ニ共182によって認められる1km当たりのガソリン代である15円で算出すると、次のとおり3475円となる。

$$15 \times (205.2 + 11.5 \times 2 + 1.4 + 2.1) = 3475 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

(2) 一時帰宅費用

前記第1の3(2)ア(イ)のとおり、原告9-1・2は、本件事故によって家族別離となったため、b1市に住む未成年者である二男と会うために4月から平成24年3月までに月当たり2度の合計24回b1市を訪れ、原告9-1において少なくとも1往復当たり3000円(甲ニ9の1(9、16頁))のガソリン代を負担し、平成24年4月から本件事故と相当因果関係がある避難期間である同年8月までに2か月に1度の合計2回b1市を訪れ、原告9-1において少なくとも1往復当たり1万円の高速道路(甲ニ9の1(9、16頁))及び3000円のガソリン代の合計1万3000円を負担したものであるところ、これは、本件事故に基づく避難によって発生した費用といえる。その額は次のとおり9万8000円となる。なお、以上の原告9-1が負担した費用とは別に、一時帰宅のために原告9-2が費用を負担したと認めるに足りる証拠はない。

$$3000 \times 24 + 13000 \times 2 = 98000$$

3 慰謝料について

前記第1認定の事実によれば、世帯番号9の原告ら(亡原告9-7を含む。)は、本件事故と相当因果関係のある避難開始及び平成24年8月までの避難継続並びにこれに伴う長男及び二男との家族別離により相当の精神的苦痛を被ったものと認められる。なお、亡原告9-7は、避難生活中に死亡したものであるが、前記第1の2、3の経過によっても、その死亡が、本件事故による避難に基づくものであることを認めるに足りず、他に、その点を認めるに足りる証拠はないので、慰謝料の算定において斟酌はしないものとする。

以上の点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮し、また前記のとおり世帯番号9の原告らについて生活費増加分の負担を余儀なくされたことを慰謝料の増額事由として斟酌すると、本件事故による世帯番号9の原告らに係る精神的苦痛に対する慰謝料額は、下記のとおりと考えることが相当である。

原告9-1~6:各140万円

亡原告9-7:140万円

4 小計

原告9-1:149万8000円(140万円+9万8000円)

原告9-2:140万3475円(140万円+3475円)

原告9-3~6、亡原告9-7:各140万円

第3 既払額、弁護士費用及び結論

1 既払額

原告9-1・2、亡原告9-7:各12万円

原告9-3~6:各72万円

2 弁護士費用を除く損害額

原告9-1(相続した亡原告9-7分も含む):265万8000円

原告9-2:128万3475円

原告9-3~6:各68万円

3 弁護士費用

原告9-1:27万円

原告9-2:13万円

原告9-3~6:各7万円

4 結論

原告9-1:292万8000円

原告9-2:141万3475円

原告9-3~6:各75万円

七 世帯番号10、11の原告ら(原告10-1・2及び原告11)について

第1 認定事実

証拠(甲ニ10の1~28(孫番が存在するものはそれぞれをすべて含む。以下七において、孫番が存在するものに特定しないものについては、孫番それぞれをすべて含むこととする。)、甲ニ11の1~3、原告10-1、原告11-1)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。特に用いた証拠等については、重ねて後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ10の1、甲ニ11の1、原告10-1、原告11-1及び弁論の全趣旨によって認定した。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告11(本件事故時32歳)は、b1市で生まれ、そこで高校を卒業後、b1市の工場に勤務していた。原告10-1(本件事故時32歳)は、幼少時にb1市に引っ越し、そこで高校を卒業後、美容学校を経て、b1市の美容院に勤めた後、東京の美容室に勤め、29歳の頃原告11と結婚した。原告10-1は、b1市で開業するために31歳の頃b1市に戻り、原告11と同居した。原告10-1と原告11は、平成22年長女である原告10-2(本件事故時生後11か月)をもうけた。原告10-1・2及び原告11は、原告10-1・2の実家で、原告10-1の両親、祖父母と同居した。

(2) 原告10-1及び原告11の夢は、それぞれの家族が多くいるb1市で、ガレージ付きの家を建て、そこで、原告10-1が美容室を開き、原告11がガレージで趣味のバイクいじりをするのであった。原告10-1は、出産後、本格的に美容室の開業を準備するため、まず、実家から独立し、1年間賃貸アパートを借り、その間に家を建てることとし、家具を買いそろえ、平成23年3月12日に賃貸契約を締結する予定としていた。

原告10-1及び原告11の家族や親類は、仲が良く、毎日、親類が実家に来て、原告10-2に話しかけたり、日曜日になると2世帯の親類が集まったりと、とにかく人が集まる、賑やかな笑いの絶えない環境であった。地元には友人が多く、交流も頻繁で、それがささやかな幸せであった。

(甲ニ10の16・19、甲ニ11の2・3)

2 避難開始の経緯

14日、本件原発3号機が爆発した(3号機水素爆発)ので、原告10-1の両親、世帯番号10、11の原告らは、原告10-2に対する放射線からの影響から健康を守るため、避難しようとしたが、原告10-1の祖父母が反対をしたため、原告10-1の両親はb1市に残ることとなった。原告11の両親も同様の理由で、その時点では避難をしなかった。そこで、世帯番号10、11の原告らのみで避難したが、原告10-1及び原告11は、親を捨てたのではないかなどと何度も不安と後悔のような気持ちを感じた。

3 避難後の経緯

(1) 避難経路の概略

世帯番号10、11の原告ら主張のとおりである(ただし、11月18日の移動は自転車による(甲ニ10の1(9頁))。)

(2) 避難生活の状況

ア(ア) 世帯番号10、11の原告らは、14日、b m市所在の原告10-1の父のアパートで1泊し、15日、16日、埼玉県h1市の原告10-1の母の実家で2泊したが、17日原告11の兄家族が合流し総勢11人となり、手狭すぎてすぐに場所を自動車に移らなければならなかった。17日から28日までは、以前勤めていた会社を頼りに、自動車、h m区h nのアパートに自動車避難した。カーテンも、テレビも、テーブルも布団もない状況で、段ボールの上におにぎりや買った総菜を置いて食べるという生活が続いた。原告11は、4月上旬、仕事の関係でb1市に戻った。原告10-1・2は、4月28日から6月30日までg aホテルに自動車避難した。原告10-1は、原告10-2が離乳食の時期だったので、食事の調達にとっても苦労した。同日から11月18日までは、h o区h pのホテルのツインルームに自動車避難したが、支援物資なども置かれていて、手狭であった。そこでも、子供用の食事は提供されなかったため、原告10-1は、ここでも、原告10-2の食事の調達に苦労した。原告10-1・2は、11月18日から自転車でh o区の都営住宅に移った。生活費は、原告11の給料と原告10-1と原告11の貯金を崩して充てた。(甲ニ10の5~9・17・18)

イ(イ) 原告10-1及び原告11は、家族別離をしているため、避難に際して、家具、家電、ベビーカー、おもちゃ、医療費、日用品等を購入した(甲ニ10の2)。

イ(ア) 原告10-1は、初めての子育てを両親や夫の手助けなくしており、精神的、肉体的に負担が大きかったものの、生活のため、平成23年夏頃からパートを始めた。原告10-1は、環境の変化が多く、大きかったので、精神的に追い詰められたり、つらくなったりした時期も多く、原告10-2にすごく声を荒げて怒ったり、感情的になったり、手を上げたりしたこともあった。

原告10-1は、平成24年4月に流産したが、3号機水素爆発が生じた14日の午後2時間程外で過ごしたことや先の見えない不安定な避難生活によるストレスで心が限界であったせいかと考え、そのことを、手術に立ち会った原告11に訴えるなどした。そのようなこともあって、精神的に不安定となり、仕事も休み、最終的には退職し、同年7月から心療内科に通った。原告10-1は、同年12月19日、医師に、不安抑うつ状態と診断され、「現在の住環境が状態を悪化させており、生活環境の調整が必要であることを認める。(転地療養の必要性を認める。)」と診断され、平成26年1月29日、医師に、「頭痛(心身症)」と診断され、「平成23年3月11日の地震と原発事故をキッカケに、不安感・イライラ感・意欲の低下・不眠など精神症状を認め不安定になっている。頭痛や倦怠感などの身体症状もあり、身体症状は心理社会的要因が増悪に関わっていると判断する。東京に転居しているが、放射線量が高く、そのこと自体が身体面、精神面の増悪に影響している」と考える。転地療養することで、症状の改善に繋がる可能性はあると考える。また、連日の子供の自宅保育は困難なこともあると予測される。子供を保育園に預けた方が望ましいと考える。」と診断された。平成26年に妊娠したが、科学的流産をした。それらの事情から、医師の示唆もあって、原告10-1は、保養プログラムを何度か利用した。(甲ニ10の3・4・28)

原告10-2は、平成23年暮れ頃大量の鼻血を出したことがあった。原告10-2について平成25年12月及び平成27年10月に内部被ばくの検査をしたところ、セシウム137が微量ながら検出され、後の検査であった平成27年10月の検査値のほうが高かった。原告10-1及び原告11は、それについて、原告10-1・2がb1市の原告11方に帰る頻度が多くなったことが原因ではないかと考えている。また、世帯番号10、11の原告らは、平成25年3月及び8月に甲状腺検査を受けたところ、原告10-2は異常がなかったが、原告10-1はB判定、原告11はA2判定であって、原告10-1及び原告11は、本件事故との関連について不安を感じている。(甲ニ10の22~24)

原告10-1及び原告11の貯金も底をつき始めているので、平成27年初め頃から原告10-1は週2回程度のパートを再開した。

原告11と世帯番号10の原告らは互いに定期的に行き来をし、概ね、月に三、四回会っていた。原告10-2は、父親である原告11を慕っており、月に三、四回しか会えないことを寂しく思っていた。

原告10-1と原告11は、平成28年、子をもうけ、平成29年4月から、後記ウ記載のとおり、d p市で同居するようになり、家族別離は解消した。

(甲ニ10の3・4・10～13・28)

(イ) 原告10-1と原告11は、家族別離をしていたため、双方の食費、光熱費、通信費など生活費が増加し、原告10の原告らの生活費は、h o区の物価がb 1市の物価より高かったので増加した。

原告10-1が働くに際し、本件事故前であれば、父母や祖父母に原告10-2を見てもらうこともあり得たのに、避難先では見てもらうことができないので、保育料の負担がある。原告10-1は、上記のとおり、心療内科に通い、医療費を負担している(甲ニ10の3・4)。

原告11は、月二、三回、少なくとも年約30回、自家用車で原告10-1・2に会いに東京に訪れ、世帯番号10の原告らは、平成25年末までに電車で合計8回程度、平成26年からは毎月1回程度b 1市に帰り、原告11らに会っている。

原告10-1は、保養のため、平成24年6月頃その両親及び原告10-2とともにロマンスカーでh qを訪れ、同年9月頃原告11及び原告10-2とともに3泊沖縄に滞在し、平成25年9月頃原告11及び原告10-2とともに大分県に滞在し、平成26年10月頃原告10-2とともに北海道に滞在し、同年1月原告10-2とともにh rに滞在し、平成27年2月頃原告11及び原告10-2とともにh sに滞在した。

ウ 原告11は、原告10-1・2と家族別離をすることに不安が大きかったが、収入を得ないと生活をするのができないため、やむなく、b 1市に戻り、賃借予定であった部屋に一人で暮らし、かねてから勤務していた工場に勤め、収入を得ていた。初めての子である原告10-2の成長の過程を見ることができなくなったこと及び初めての子育てで精神的に負担を感じている原告10-1のそばで支えることができなかったことをとても残念に思っている。

原告11は、平成28年10月まで、月に二、三回、少なくとも、年30回工場の休みの日に自家用車を運転して、東京の世帯番号10の原告らの下に向かい、一、二泊して、翌々日の昼間にb 1に戻って夜勤に入るという生活を続けていた。体力的に大変疲れるが、原告10-1・2のためにはやむを得ないと考えて実行していた。

なお、原告11は、世帯番号10の原告らと同居をするために、勤務先にd pへの転勤を申し出たところ、勤務先の理解が得られ、平成28年11月1日d p市へ転勤し(自動車で移動)、世帯番号10の原告らは、原告10-2の幼稚園の卒園式を待って、平成29年4月1日からd pに転居し(新幹線で移動)、原告11との家族別離は解消した。

(3) 本件事故時住居地の状況

原告11は線量計を買って、実際に原告11の実家周辺や原告11が居住していたマンション周辺で空間放射線量率を計ったところ、東京都におけるものより高く、年間1mSvを超える位の線量となる場所もあった。

また、原告10-1が、b 1市のモニタリングポストの近くで空間線量を計ったところ、モニタリングポストで表示されているものより高い数値が出たことがあったため、原告10-1及び原告11は、モニタリングポストの数値がすべてではないと考えている。具体的にはモニタリングポストにおいては0.052μSv/hであったところが、近隣では0.12μSv/hであった地点と、0.043μSv/hであったものが、近隣では0.20μSv/hであった地点があった。(甲ニ10の25・26)

4 世帯番号10、11の原告らの心情

原告10-1は、避難生活は精神的につらいが、b 1市に戻ることによって、原告10-2などが放射性物質によって健康を害することを避けるためには、家族別離をして東京で避難生活を送っていたこともやむを得なかったと考えている。

原告11は、世帯番号10の原告らと同居できていないことはとても寂しいが、前記3(3)の状態や被ばくによってDNAが損傷するおそれがあること、被ばくの影響は大分後に出てくることからすると、世帯番号10の原告らを東京に避難をさせた自分の選択は決して間違っていなかったと考えている。

原告10-1及び原告11は、平成29年4月以降家族別離が解消したものの、b 1市での家族や親類に囲まれた、夢を実現する生活ができなくなったことは、残念であると考えている。

第2 相当因果関係及び損害

以上の認定事実をもとに、世帯番号10、11の原告らの請求について検討する。

1 避難と本件事故との相当因果関係

世帯番号10、11の原告らがb 1市の自宅から避難を開始した理由は、前記第1の2、3(1)記載のとおり、本件事故による放射性物質の汚染によって、自ら及び子の健康に対する被害の危険があり、本件事故が進展することによっても、同様の危険があると判断したことによるものである。また、世帯番号10の原告らが避難を継続した理由は、前記第1の3、4記載のとおり、それらの危険が存続していると判断したことによる。そうすると、原告10-2の年齢も勘案すると、前記第二の二第1の3及び第2記載のとおり、避難開始及び平成24年8月までの避難継続は本件事故と相当因果関係があると認められる。さらに、原告10-1は、同年4月頃から、精神的に不安定となり、仕事も休み、最終的には退職し、同年7月から心療内科に通い、同年12月19日、医師に、不安抑うつ状態と診断されるなどの上記第1の3(2)イ(ア)認定の同年8月前後の原告10-1の精神状態も考慮すると、それから7か月程度経過し、かつ、本件事故から2年程度経過した平成25年3月末までは、避難継続と本件事故との間に相当因果関係があると認めることが相当である。他方、それを越える避難継続に相当因果関係を認めるには足りない。

2 積極損害について

(1) 抽象的損害計算分について

ア 生活費増加分

前記第二の二第3の1のとおり、世帯番号10、11の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌すべきである。

イ 避難交通費

前記第1の3(1)、(2)ア(ア)記載のとおり世帯番号10、11の原告らは、本件事故によって、本件事故と相当因果関係がある避難継続が認められる平成25年3月末までに次のとおり避難をし、原告11がその費用を負担したと推認できるから、それに要した費用は、同人の本件事故による損害と認められる。

(ア) 14日 b 1市からb m市(原告10-1の父のアパート)(世帯番号10、11の原告ら) 自家用車

(イ) 15日 b m市から埼玉県h l市(原告10-1の母の実家)(同原告ら) 自家用車

(ウ) 17日 埼玉県h l市からh m区まで(原告10-1のかつての勤務先の紹介してくれたアパート)(同原告ら)

自家用車

(エ) 4月上旬 h m区からb l市(自宅)(原告11) 自家用車

- (オ) 4月28日 hm区からgb区(gaホテル)(世帯番号10の原告ら) 自家用車
 (カ) 6月30日 gb区からho区(ホテルht)(同原告ら) 自家用車
 (キ) 11月18日 ho区からho区(都営住宅)(同原告ら) 自転車

そこで、これらに現実に要した費用であるが、まず(キ)については、交通費が発生することを認めるに足りる証拠はない。次に(ア)ないし(カ)については、上記第2の2(1)イと同様であって、ガソリン代だけで算出することとし、乙ニ10の3・4によると(ア)が88.0km程度、(イ)が少なくとも205.0km程度、(エ)が乙ニ15の3によると212.4kmであると認められ、(ウ)、(オ)、(カ)についても、位置関係(公知の事実)からすると、合計すると少なくとも50kmを下らないと認められ、乙ニ共182によって1km当たりのガソリン代を15円で換算すると、次のとおり8331円となる。

$$15 \times (88 + 205 + 212.4 + 50) = 8331$$

なお、以上の原告11が負担した費用とは別に、避難のために原告10-1が交通費を負担したと認めるに足りる証拠はない。

ウ 面会交通費

前記第1の3(2)イ(イ)のとおり、原告11は、月二、三回、少なくとも年30回、自家用車で原告10-1・2に会いに東京を訪れ、その費用を負担したと解される。原告10-1の精神状態及び原告10-2の年齢に鑑みると、それは相当な面会回数であると認められるから、その費用については本件事故による原告11の損害であると解される。そして、相当な避難継続期間は、平成25年3月までの2年間であるから、その間の回数は、平成24年3月までが30回、平成24年4月から平成25年3月までが30回となる。そこで、その費用を、前記第2の2(1)ウと同様の方法で算出すると、次のとおり71万8323円となる。

$$15 \times 212.4 \times 2 \times 30 \text{ (平成24年3月まで)}$$

$$+ (15 \times 212.4 + 5600) \times 2 \times 30 \text{ (平成24年4月から平成25年3月まで)} = 71万8320$$

なお、以上の原告11が負担した費用及び下記の一時帰宅費用とは別に、面会交通のために原告10-1が交通費を負担したと認めるに足りる証拠はない。

エ 一時帰宅費

前記第1の3(2)イ(イ)のとおり、世帯番号10の原告らは、平成25年12月末までに電車で合計8回程度b1市に帰り、原告10-1がその電車代を負担したと認められるから、そのうち平成25年3月分までは本件事故による原告10-1の損害であると解される。

ここで、平成23年4月から平成25年12月末までは33か月であり、当裁判所が相当な避難期間と認めるのは24か月であるから、全期間平均的に帰宅したと推認すると、平成25年3月までに少なくとも5回(8×24/33)帰ったと解することが相当である。そして、1回当たりの額であるが、乙ニ7の2によれば少なくとも原告10-1については片道6170円を下らず、原告10-2については就学前児童であるので無料であると解される。

そうすると、その額は、次のとおり、6万1700円となる。

$$6170 \times 2 \times 5 = 6万1700$$

なお、以上の原告10-1が負担した費用及び上記の面会交通費用とは別に、一時帰宅のために原告11が交通費を負担したと認めるに足りる証拠はない。

(2) 個別立証分について

ア 家財購入費

前記第二の二第3の2記載のとおり、臨時的な費用の支出を余儀なくされた点については原告10-1及び原告11が半額ずつ、日常的な費用の増額を余儀なくされた点については生活費増加分として世帯番号10、11の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌することが相当である。

イ 医療費転地療養費用

前記第1の3(2)イによると、原告10-1は、本件事故による避難及び避難継続のため、ストレスによって不安抑うつ状態と診断され、治療を受けたものと認められるから、相応の治療費については、損害賠償の額となる。領収書等その額を裏付ける証拠がないので、甲ニ10の1においてその額を陳述するのみではその額を直接認めることができないものの、医療費を負担せざるを得なかったことを慰謝料において考慮する。

また、前記第1の3(2)イのとおり、医師の示唆もあって、原告10-1の精神的な症状の緩和の目的で保養をし、相応の費用を支出したものと認められるものの、どの程度の保養が必要かつ相当であるかの医学的に具体的な主張、立証まではないので、保養を要すると自らが判断し、医師がその点を示唆するほどの精神状況であったこと自体を慰謝料の増額事由として考慮することとする。

3 慰謝料について

上記第1認定の事実によれば、世帯番号10、11の原告らは、本件事故と相当因果関係のある避難開始及び平成25年3月までの避難継続並びにこれに伴う世帯番号10の原告ら及び原告11との家族別離により相当の精神的苦痛を被ったものと認められる。加えて、特に、原告10-1は、平成24年4月頃から、精神的に不安定となり、仕事も休み、最終的には退職し、同年7月から心療内科に通い、同年12月19日、医師に、不安抑うつ状態と診断され、保養を勧められるなどして、現に治療費のほか、保養に費用をかけたと認められるところ、その精神状態等も慰謝料の増額事由として考慮されるべきものである。

以上の点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮し、また前記のとおり原告10の1、原告11について家具家財道具購入費、世帯番号10、11の原告らについて生活費増加分の負担を余儀なくされたこと等を慰謝料の増額事由として斟酌すると、本件事故による世帯番号10、11の原告らに係る精神的苦痛に対する慰謝料額は、下記のとおりと考えることが相当である。

原告10-1：200万円

原告10-2：160万円

原告11：170万円

4 小計

原告10-1：206万1700円（200万円+6万1700円）
 原告10-2：160万円
 原告11：242万6651円（170万円+8331円+71万8320円）

第3 既払額、弁護士費用及び結論

1 既払額

原告10-1、原告11：各12万円
 原告10-2：72万円

2 弁護士費用を除く損害額

原告10-1：194万1700円
 原告10-2：88万円
 原告11：230万6651円

3 弁護士費用

原告10-1：20万円
 原告10-2：9万円
 原告11：23万円

4 結論

原告10-1：214万1700円
 原告10-2：97万円
 原告11：253万6651円

八 世帯番号12の原告ら（原告12-1～3）について

第1 認定事実

証拠（甲ニ12の1～23、原告12-1）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。特に用いた証拠等については、重ねて後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ12の1・2・23、原告12-1及び弁論の全趣旨によって認定した。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告12-1（本件事故時35歳）は、b○郡f○町で生まれ、そこで高校を卒業後、福島県内の電気の専門学校で学び、平成21年、原告12-2と結婚し、原告12-2の母とともに暮らし始めた。原告12-2（本件事故時39歳）は、b1市で生まれ育ち、ずっと福島県で暮らしてきた。原告12-1・2は、平成22年、長女である原告12-3（本件事故時生後7か月）をもうけ、庭付きの一戸建て平家建を借り、原告12-2の母を含めて4人での生活を始めた。b1市では自営であったため、夕方できるだけ早く帰り、原告12-3など家族との時間をとるようにしていた。

(2) 原告12-1は建築関係の会社勤めをした後、平成17年以降工務店を営んでいる。原告12-2は、介護士の資格取得のため専門学校に通い、平成23年3月6日に卒業し、同月17日に福祉施設の採用面接を受ける予定であった。原告12-2の母が、原告12-1・2が不在にする昼間、原告12-3の面倒を見ていた。

原告12-1・2は、友人を誘い、家族一緒に釣りやバーベキューをし、親類や友人を自宅に招き、一緒に食事をし、楽しく話し込んだりしていた。春には桜の名所でお花見をし、花火大会にも出かけた。原告12-1の実家に遊びに行けばたくさん野菜や果物、手作りみそなどを持たせてもらった。また、原告12-2は、家庭菜園で野菜を育て、それを家族で楽しんでいた。

(甲ニ12の3～10・16)

2 避難開始の経緯

本件地震によって、b1市の自宅が全壊したので、原告12-1～3は、b1市内の友人宅に泊めてもらっていた。

原告12-1は第二原発が立地するb○郡f○町で生まれたため、大きい地震がきたら原発は危ない、特に、小さい子供は逃げるしかないと言われてきていたので、本件地震後、本件原発及び第二原発の事故を心配していた。そこに、茨城県i○b市に住む原告12-2の兄から、本件事故を危ぶむ声をかけられ、生まれたばかりの原告12-3を守らなければならないと考え、原告12-2と話し合っ、17日、避難を開始した。

3 避難後の経緯

(1) 避難経路の概略

世帯番号12の原告ら主張のとおりである（ただし、3.20～4.5の欄を「原告12-1のみ、家族4人で過ごせる避難先を探すため、東京都i○a市の親類宅へ避難（電車を利用）。この間のいずれかの時点で原告12-2も都営住宅の入居説明会に参加するため茨城県i○b市と東京都i○a市とを往復（電車を利用）。」と訂正し、4.5～現在の欄の冒頭に「原告12-1は原告12-2らを迎えに行くため東京都i○a市から茨城県i○b市まで自家用車で移動。」と加え、「原告番号1-2」を「原告番号12-2」と訂正する。）。)

(2) 避難生活の状況

ア(ア) 原告12-1は、17日、b1市から茨城県i○b市まで自家用車を運転して避難したが、普段は、自動車であれば2時間程度で着くところを、道路の寸断や橋の通行止めが多かったため、3時間半から4時間位かけて、なんとかたどりついた。原告12-1は、20日、一人で東京に向かい、都内の親類の家に寝泊まりし、世帯番号12の原告ら及び原告12-2の母がともに暮らせる場所を探し、4月5日、現在の住所所在の都営住宅に入居することができた。もともと、そこは、b1市の自宅と比べて庭がなく、狭く、それぞれが一人になれる空間がないため、原告12-1と原告12-2は些細なことでけんかをするが多くなった。

原告12-1は、工務店の資材置場として利用していた実家のあるf○町のほとんどが警戒区域に指定され、その後、避難指示解除準備区域に指定され、c○f市も屋内退避区域に指定されたため、保管していた資材や機材が汚染され、f○町やc○fの友人、知人という従来の客層を失い、工務店を廃業した。原告12-1は、建設現場のアルバイト等をして生計を立て、平成25年5月頃から、地質調査会社で正社員として勤務している。勤務時間が長く、朝早くから夜遅くまで仕事をしなければならず、長女（原告12-3）など家族との時間を取りにくくなった。原告12-1の母は、b○郡f○町に居住していたが、本件事故に際し避難をし、東京に転居し、アパートで一人暮らしをしている。なお、f○町の大部分の避難指示解除

準備区域が解除されたのは平成28年9月5日であった。

原告12-2の母は、平成24年頃からb1市へ帰ることが多くなり、最終的には、親しい友人に会いたい気持ちや、通い馴れた病院が何かと都合がいいという事情から、b1市にアパートを借り、一人暮らしを始めた。原告12-2の母は、当初は月1回位上京し、世帯番号12の原告らに会いに来ていたが、平成26年頃からは体調や交通費の負担が原因でその回数も減った。

(イ) 原告12-1は、3月20日から4月上旬までお世話になった親類に、ビールなど1万円分を謝礼として渡した。原告12-2は、同じ頃、17日から4月上旬まで避難先として頼っていた兄に、食事代や謝礼として5万円を渡した。

原告12-1・2は、避難後の生活用品として、家電、乗り物関係の備品等、家具・日用品、寝具・カーペット、台所用品、洗濯用品、入浴用品、トイレ用品、被服等を購入した。

東京都は、b1市に比べ、物価が高く、レジャーにも経費がかかるので、世帯番号12の原告らは、b1市で居住していたときよりも、生活費が増加した。

イ 原告12-1は、12月27日、原因不明の胸の痛みに襲われ、病院を受診し、胃腸炎と診断され、平成24年7月中に倒れ、救急搬送され、腸閉塞と診断され、4日間入院したが、いずれも医者によってストレスが原因であろうといわれた。原告12-2は、平成27年夏、流産をした。

原告12-2・3は、平成28年4月16日、甲状腺検査を受けたが、原告12-2には幅2.8mmの結節が認められ、原告12-3の両葉に幅1.3mm以下のう胞が数個認められ、甲状腺刺激ホルモンが基準値の上限より1.5倍も高く、いずれも、1年後に検査を勧められる経過観察となった。

原告12-3は、平成23年や平成26年夏以降鼻血を出すことが続いたが、原因は分からない。

原告12-2は、避難後、本件事故への怒りや今後の生活や健康上の不安で夜眠れない日もあり、ストレスを感じるようになった。8月24日、感音性難聴との診断を受け、治療を受けたが、医師によると原因は不明とのことであった。原告12-2は、平成28年5月30日から同年6月15日まで、入院し、頭蓋内腫瘍摘出術を受けた。主治医は、原告12-2に腫瘍の原因は分からないと説明した。原告12-2は、同日退院し、ストレスをためないことを留意するよう指示を受け、頭部の処置や内服を継続するよう指示された。原告12-2は、病気について本件事故との関係があるのかが不安となり、不安になること自体にストレスを感じている。

(甲ニ12の19～22)

(3) 本件事故時住所地等の状況

b1市の自宅は本件地震によって全壊した。

原告12-1のb0郡f0町にある実家は、そこに居住していた原告12-1の母が東京に避難をしたこともあって、荒れ果ててしまい、解体された。

4 原告12-1・2の心情

原告12-1は、親類や友人の多く住んでいるb1市から離れて暮らしていること、義母も含めて家族としての時間を重ねていったb1市から避難したことをつらく思い、現在の住居は、原告12-3が遊び、原告12-1が一人で静かな時間を過ごすには狭いと感じ、転職したので収入に限界があり、現在の給料で原告12-2・3を養えるか不安を抱えている。また本件事故によって仕事を失ったのを最もつらく感じている。しかし、他方b1市は放射性物質で汚染されており、本件事故が収束していないのでその進展が心配であるとして、原告12-2・3を連れてb1市に帰ることはできないと考えている。

原告12-2は、本件事故によって、原告12-1・2も、長年築き上げてきた人間関係を、原告12-1は仕事を、原告12-2はその母との生活を根こそぎ奪われた、本件事故前は、一戸建ての平家建て、小さな庭と離れがあり、娘である原告12-3がのびのびと遊び、親類や友人がよく遊びに来たり、泊まりに来たりする、一歩外に出れば、豊かなb1の自然が四季折々の表情を見せてくれる、平凡で穏やかな、人との関係も環境も豊かな生活を奪われてつらく感じており、成長していく娘である原告12-3にそのような経験をさせてあげられないことを母親としてつらく感じ、本件事故への怒りや今後の家計や健康面の不安などがいつも頭に浮かぶ。

第2 相当因果関係及び損害

以上の認定事実をもとに、世帯番号12の原告らの請求について検討する。

1 避難と本件事故との相当因果関係

世帯番号12の原告らがb1市から避難を開始した理由は、前記第1の2、3(1)ア記載のとおり、本件事故による放射性物質の汚染によって、自ら及び子の健康に対する被害の危険があり、本件事故が進展することによっても同様の危険があると判断したことによるものである。また、避難を継続している理由は、前記第1の3、4のとおり、それらの危険が存続していると判断したことによる。そうすると、原告12-3の年齢も勘案すると、前記第二の二第1の3及び第2記載のとおり、b1市からの避難開始及び平成24年8月までの避難継続は本件事故と相当因果関係があると認められ、それ以降の避難継続には相当因果関係は認められない。このことは、上記第1認定の事情によっても左右されない。

なお、b1市の自宅からb1市内の友人宅に避難したのは、本件地震によってb1市の自宅が全壊したことによるものであるから、本件事故によるものとはいえない。

2 積極損害について

(1) 積極損害(抽象的損害計算)について

ア 生活費増加分

前記第1上記第二の二第3の1のとおり、世帯番号12の原告らの慰謝料の増額事由として斟酌すべきである。

イ 避難交通費

前記第1の3(1)のとおり世帯番号12の原告らは、本件事故によって、次のとおり避難(避難を原因とする必要な移動を含む。)をし、その費用を原告12-1が負担したと推認できるから、それに要した費用は、同人の本件事故による損害と認められる。

(ア) 17日 b1市(友人宅)から茨城県i b市(原告12-2の兄宅)(世帯番号12の原告ら及び原告12-2の母) 自家用車

(イ) 3月20日 茨城県i b市と東京都i a市(原告12-1の親類)(原告12-1のみ) 電車

(ウ) 3月20日から4月5日頃の間 茨城県i b市と東京都i a市(原告12-1の親類)の往復(原告12-2の

み) 電車

(エ) 4月5日頃 東京都 i a 市から茨城県 i b 市(原告12-1のみ) 自家用車

(オ) 4月5日頃 茨城県 i b 市から b 1 市まで(世帯番号12の原告ら及び原告12-2の母) 自家用車

(カ) 4月5日頃 b 1 市から東京都 i c 市(避難住宅)(同上) 自家用車

そこで、これらに現実に要した費用であるが、まず乙ニ12の4によると、(イ)及び(ウ)については大人1人当たり片道972円と認められる。(ア)、(エ)、(オ)及び(カ)については、上記一第2の2(1)イと同様であって、ガソリン代だけで算出することとする。そして乙ニ12の1~3によると(ア)、(オ)の距離は少なくとも142.4km程度、(エ)が74.8km程度、(カ)が214.2km程度であると認められ、乙ニ共182によって1km当たりのガソリン代を15円で算出すると、次のとおり1万1523円となる。

$$972 \times (1+2) + 15 \times (142.4 \times 2 + 74.8 + 214.2) = 1万1523$$

ウ 一時帰宅費用

原告12-1・2は一時帰宅費用を請求するが、陳述書である甲12の1、2、原告12-1によっても、一時帰宅の時期や頻度を具体的に認定することができず、他に、一時帰宅の時期や頻度を認めるに足りる証拠はないので、この点の請求は理由がない。

(2) 積極損害(個別立証)について

ア 親類への謝礼

前記第1の3(2)ア(イ)のとおり、原告12-1は、一人で16泊親類宅に宿泊した際に1万円相当の謝礼をし、原告12-2は、4人で3泊、3人で16泊兄の家に宿泊した際に5万円の謝礼をしたものと認められるところ、上記の宿泊人数、宿泊期間からすると、その謝礼は相当と認められるから、これらは、いずれも、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることが相当である。

イ 家財購入費

前記第二の二第3の2記載のとおり、臨時的な費用の支出を余儀なくされた点については原告12-1が、日常的な費用を余儀なくされた点については生活費増額分として世帯番号12の慰謝料の増額事由として斟酌することが相当である。

3 慰謝料について

前記第1認定事実によれば、世帯番号12の原告らは、本件事故と相当因果関係のある17日のb1市からの避難開始及び平成24年8月までの避難継続により相当の精神的苦痛を被ったものと認められる。

他方で、前記のとおりb1市の自宅からの避難と本件事故との相当因果関係は認められず、本件事故がなければ、上記期間においてどのような場所及び住宅で避難を継続したかまでは具体的に認定できないことも斟酌しなければならない。

以上の点を中心に、本件にあらわれた一切の事情を考慮し、また前記のとおり原告12-1について家具家財道具購入費、世帯番号12の原告らについて生活費増加分の負担を余儀なくされたことを慰謝料の増額事由として斟酌すると、本件事故による世帯番号12の原告らに係る精神的苦痛に対する慰謝料額は、下記のとおりと考えることが相当である。

原告12-1:120万円

原告12-2・3:各110万円

4 小計

原告12-1:122万1523円(120万円+1万1523円+1万円)

原告12-2:115万円(110万円+5万円)

原告12-3:110万円

第3 既払額、弁護士費用及び結論

1 既払額

原告12-1・2:各12万円

原告12-3:72万円

2 弁護士費用を除く損害額

原告12-1:110万1523円

原告12-2:103万円

原告12-3:38万円

3 弁護士費用

原告12-1:11万円

原告12-2:11万円

原告12-3:4万円

4 結論

原告12-1:121万1523円

原告12-2:114万円

原告12-3:42万円

九 世帯番号13の原告ら(原告13-1~4)について

第1 認定事実

証拠(甲ニ13の1~9(孫番が存在するものはそれぞれをすべて含む。以下、孫番が存在するのに特定しないものについては、孫番それぞれをすべて含むこととする。)、原告13-2)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。特に用いた証拠等については、重ねて後掲括弧内に記載する。なお、この項において特に証拠を摘示しない場合は、甲ニ13の1、原告13-1及び弁論の全趣旨によって認定する。

1 世帯構成及び本件事故前の生活状況等

(1) 原告13-2(本件事故時35歳)は、b k 市で生まれ、c g 市で育ち、一時、f p 市で看護師として勤務した後、平成15年以降c g 市で勤務し、平成17年、原告13-1と結婚し、b k 市に転居した。

原告13-1(本件事故時33歳)の実家は、b k 市内に古くから続く大きな農家で、田畑も広く、山も持っていて、文化庁の指定する重要無形民俗文化財に指定されている i d という神事に携わるようご神託を受けている家であって、原告13-

1が長男であることから13代の当主とされていた。原告13-1は、b k市で、企業向けに健康診断の営業を行うサラリーマンであった。(甲ニ13の8)

原告13-1・2は、結婚してb k市内に住宅を賃借して住み、平成18年長男(原告13-3。本件事故時4歳)、平成21年長女(原告13-4。本件事故時1歳)をもうけた。原告13-2は、妊娠を契機に仕事を辞め、専業主婦として、子育てに専念してきた。

世帯番号13の原告らは、原告13-1の実家から米や新鮮な野菜を無料で分けてもらっていたため、本件事故まで、米や野菜を買ったことがほとんどなかった。

原告13-1・2は、平成23年初め頃、その頃自宅を構えていた地区が、ビルも少なく、人や車の通行量も少なく、季節の花々が咲きそろって、緑も多く、空き地も多かったので、子供がのびのびとボール遊びをしたり、大きな声を気にすることなく遊べたりする環境であったため、その地区にマイホームを買うこととして、物件を見て回っていた。

原告13-2は、請われて、平成23年内には、自宅近くの小児科医院で看護師として勤務することとなっていた。また、原告13-2は、スイーツ・デコという手作りの工芸品の製作を始めていたが、1月からハンドメイド作家の即売会において売れるようになり、3月下旬にc g市内の雑貨店で個展をすることとなり、個展の件について12日に福島テレビの取材を受けることとなっていて、スイーツ・デコ作家として活動していけるのではないかとという夢が広がっていた。(甲ニ13の9の4)

原告13-1の両親がb k市に、原告13-2の両親がc g市に住んでおり、子育てなどで援助を受けることができ、その点も、世帯番号13の原告らにとってよい環境であった。

2 避難開始の経緯

世帯番号13の原告ら主張のとおり

3 避難後の経緯

(1) 避難経路の概略

世帯番号13の原告ら主張のとおり

(2) 避難生活の状況

ア(ア) 世帯番号13の原告らは、上記2記載の経緯で、18日、自動車を迎えにきてくれたf p市所在の原告13-2の叔母の自動車に乗り、叔母宅へ避難した。b k市内では、避難指示が出ず、勤務先での業務が続けられていたため、原告13-1は、21日頃、公共交通機関(J R等)を用いてb k市の自宅に戻った。原告13-2~4は、原告13-3の幼稚園の入園式に出るため、b k市の自宅に戻ったが、連日報道されている放射線量をみると、放射性物質による汚染がひどく、安心できる状態ではないと判断し、原告13-1・2は、原告13-1がb k市の自宅に戻り、原告13-2が原告13-3・4を連れて東京に避難することとした。原告13-1の母と妹は、原告13-1が農家の長男であったため、その妻である原告13-2の避難に反対した。原告13-2は、それを振り切って避難をしたため、その後平成24年秋頃まで、原告13-1の母・妹としばらく絶縁状態となったが、それは、後に解消した。

原告13-2は、4月16日、原告13-3・4を連れて、i eに避難した。原告13-3・4が小さいので、洗濯物が沢山出るが、近くにコインランドリーがなかったため、i f線でi gまで出かけて洗濯をした。スーパーも遠かったため、買い物に不便であった。食事の提供がなかったため、食費もかかった。また、セミダブルの部屋1室の提供しかなかったため、そこに親子3人で住むのは狭苦しく、ほぼ毎日部屋を変えさせられ、落ち着くことができなかった。

原告13-2~4は、4月27日g aホテルに移った。そこでは、食事の提供があったが、数種類しかなく、すぐに飽きた。洗濯は有料で、1回200~300円かかったが、子どもたちが小さかったため、毎日のように出費がかさんだ。避難者の数も多く、落ち着いた環境ではなく、東京都が定めた規則が厳しく、原告13-2~4にとっては、そこでの暮らしはストレスになった。(甲ニ共14、甲ニ13の9の3)

6月30日、g aホテルが閉鎖され、避難者を受け入れることになった旅館「i h」に移ったが、部屋に毎日仲居が入ってきて、プライバシーがなく、壁が薄いので酔客が騒いで寝られなかったこともあった。食事をする場所の備品を子どもたちが触って汚すことがあったせいか、食事の場所に「備品には手を触れないでください i h」と赤いマジックで書いた張り紙が何枚も貼り付けられたこともあった。満室の時は、i iの旅館に移らなければならず、原告13-4が39度の高熱が出たときも、移動を命じられ、鍵のない部屋に移るようにいわれ、交渉して鍵のかかる部屋に移されたものの、そこはかび臭い四畳半の狭い部屋であった。食事も毎日同じような献立で、子ども(原告13-3・4)もすぐ飽きた。i hでは、一般客もいたため、迷惑にならないよう神経をすり減らして生活していたが、従業員からは、「他の客の迷惑になる」と注意され、精神的な疲労が蓄積した。

原告13-2~4は、12月5日、i j住宅に入居することができた。

(イ) 原告13-2は、3月末頃、避難先のf p市の叔母に、謝礼として7万円を支払い、それを原告13-1が負担した。

原告13-2は、i eにおいて避難をしているときには、不便な環境の上に、食費等がかさみ、4月16日から27日まで約7万円を支出し、それを原告13-1が負担した(甲ニ13の9の2)。

原告13-1は、b k市の自宅又はi hからi j住宅まで自転車を送るのに1万4000円を負担した(甲ニ13の1(13頁)、甲ニ13の9の5、原告13-2(13頁))。

原告13-2は、i j住宅に入居することとなり、新生活のための家財道具をそろえるため、家具、家電、寝具、台所用品や生活雑貨を購入した(甲ニ13の9の1・5)。

東京都は、b 1市に比べ、物価が高く、世帯番号13の原告らは家族別離となり、世帯番号13-1の実家からは米や野菜の提供を受けられなくなったため、本件事故前よりも、生活費が増加した。

イ(ア) 原告13-2~4は馴れない避難生活となったこと、原告13-1と原告13-2~4は、家族別離したこと、そのため、原告13-1は、自家用車を運転して定期的に原告13-2~4の避難先に訪れたことから、原告13-1~4はストレスを抱え、その頃、精神状態が悪くなったり、体調を崩したりした。

原告13-1は、平成24年6月頃、福島から自家用車を運転してi j住宅に着いたとたん、住宅の駐車場で動けなくなり、救急車で運ばれて、i kのi l医療センターに入院し、約1週間後に退院したが、高カリウム血症との診断であった。

原告13-2は、8月頃からじんましんが出て、精神的にも不安定になり、9月から11月にかけて、都内2か所の病院に